

公営企業等関係資料

資料 9-1	令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について.....	P1
資料 9-2	公営企業等の更なる経営改革の推進について.....	P13
資料 9-3	公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について.....	P19
資料 9-4	公営企業の抜本的な改革の推進について	P22
資料 9-5	公営企業会計の適用拡大等について.....	P24
資料 9-6	地方公共団体の経営・財務マネジメント強化学業の創設等について.....	P31
資料 9-7	新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について.....	P55
資料 9-8	水道事業における広域化の推進等について.....	P56
資料 9-9	下水道事業における広域化・共同化の推進等について.....	P59
資料 9-10	病院事業について.....	P61
資料 9-11	会計年度任用職員制度の施行への対応について.....	P66
資料 9-12	第三セクター等の経営健全化の推進について.....	P67

事務連絡
令和3年1月22日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課
総務省自治財政局公営企業経営室
総務省自治財政局準公営企業室

令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について

総務省においては、現在、令和3年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては財政措置等について確定を見るに至ってはおりませんが、地方公共団体における公営企業等に関する予算編成作業等の状況に鑑み、さしあたり現段階における令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても速やかにその趣旨を周知いただくようお願い申し上げます。

第1 公営企業の更なる経営改革の推進

今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、各公営企業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められる。各公営企業においては、以下の留意事項等を踏まえ、持続可能な経営の確保に向けた積極的な取組を推進されたい。

1 経営戦略の策定・改定の推進

(1) 経営戦略の策定の推進

経営戦略は、各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画であり、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものである。策定要請期間である令和2年度までに9割を超える事業が策定を終える予定である。策定を終えている事業は、これに基づく計画的な企業運営を行っているところであり、その一部では既に当該経営戦略の改定に向けた検討を進めている。現時点で経営戦略が未策定である事業については、早急に策定作業を進め、策定期限である令和2年度中に確実に策定を完了されたい。

また、4に掲げるとおり、令和3年度より「経営・財務マネジメント強化事業」を創設し、経営戦略に係るアドバイザーを派遣することとしており、特に経営戦略が未策定である事業においては、本事業を活用の上、速やかに策定されたい。

なお、経営戦略の策定が、今後、新たな財政措置を講じる場合の要件になる可能性があるため、留意されたい。

(2) 質を高めるための改定の推進

経営戦略については、令和2年度までの策定を要請してきたところであるが、今後は、策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行うことが重要である。「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）においても、令和7年度までに見直し率100%とされており、全ての事業において、この期限までに見直しを行うことが求められる。人口推計の反映やストックマネジメント等の取組の充実により中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、抜本的な改革やストックマネジメント、料金改定を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討及び経営戦略の改定を行うことで、より質の高い経営戦略となるよう検討されたい。経営戦略の策定・改定に係る詳細については、平成31年3月に公表した「経営戦略策定・改定ガイドライン」及び事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書である「経営戦略策定・改定マニュアル」を参照されたい。

(参考: https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html)

(3) 計画的な料金水準の改定

経営戦略の中心となる「投資・財政計画」の改定に当たり、財源構成の一つとして料金の水準についても検討することになるが、地方公営企業の料金については、公正妥当なもので、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないとされている。このことを踏まえ、料金の設定に当たっては、次の事項に留意されたい。

- ・ 社会情勢、経営環境の変化に応じて適切な料金となるよう、3年から5年内の経営戦略の改定の際に料金水準等を検証し、必要な改定の検討を行うこと。その際、施設の老朽化の実態や経営の将来見通しについて住民や議会にわかりやすく公表し、議論すること。
- ・ 総括原価主義の原則に基づき、狭義の原価に事業報酬を加えた原価を基礎とすること。その際、経営改善・合理化を一層徹底し、原価を極力抑制するとともに、特に水道事業や下水道事業など、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある事業については、施設の計画的な更新の原資を確保するため、事業報酬として必要な資産維持費を算定することを検討すること。
- ・ 人口減少等の経営環境の変化に対応するため、将来にわたり健全な経営を確保できる水準とするとともに、料金体系（例えば、基本料金と従量料金の比率等）についても適切に配慮すること。

2 公営企業の抜本的な改革の推進

(1) 総論

抜本的な改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性及び事業としての持続可能性について検証するとともに、経営形態のあり方について検討を行うことが必要であり、事業ごとの特性に応じて、事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化及び民間活用等について具体的に検討することが重要である。

なお、水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されていることから、抜本的な改革のうち、広域化等及び民間活用の検討が求められる。

(2) 広域化の推進

広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業において積極的に取組を推進されたい。第2にあるとおり、特に、水道事業及び下水道事業については、令和4年度までの「水道広域化推進プラン」又は「広域化・共同化計画」の策定に取り組まされたい。その際、広域化には、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討が行われたい。病院事業については、各地域の将来目指すべき医療提供体制の確保に向けた取組と整合を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、再編・ネットワーク化の着実な実施に取り組まされたい。

(3) 民間活用の推進

民間活用については、民間の資金・ノウハウの活用による効率化効果が期待できることから、PPP/PFIをはじめとして、民間委託や指定管理者制度の導入、地方独立行政法人の設立など、多様な手法について積極的かつ計画的に導入を検討されたい。

このうち、PPP/PFIについては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日付け自治調第25号自治省財政局長通知）において、PFI事業に係る施設整備に要する経費について、直営事業の場合と同等の地方財政措置を講ずることとされている。

「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）」（令和2年7月17日 民間資金等活用事業推進会議決定）においては、民間の経営原理を導入するコンセッション事業（公共施設等運営権制度を活用したPFI事業。以下同じ。）を活用することが重要であるとされるとともに、水道、下水道については重点分野として指定され、令和3年度末までの数値目標が設定されている。また、平成30年度の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）の改正により、水道事業及び下水道事業において公共施設等運営権方式を導入する場合に、当該事業に係る施設の改修等に充てた旧公営企業金融公庫資金等について、補償金の支払いを免除しての繰上償還の実施が可能とされている。

なお、地方公営企業におけるコンセッション事業の活用状況等を踏まえ、令和2年4月に「地方公営企業法施行規則」（昭和27年総理府令第73号）の改正を行い、関係経費の会計上の取扱いを明確化したところであるため、留意されたい。

(4) 取組の横展開

公営企業における抜本的な改革の検討に資するよう、毎事業年度、その取組状況について調査・公表を行っている。令和元年度においては、事業廃止112件、民営化・民間譲渡12件、広域化等66件など、各事業の特性に応じた取組が行われている。

また、先進的・優良的な事例をとりまとめた「地方公営企業の抜本的な改革に係る先進・優良事例集」を毎年度更新し、公表している。昨年10月には公営企業部門におけるICT・IoT技術等を導入した業務効率化に資する取組の事例を新たに追加するなど、充実を図った上で、地方公共団体への周知を行っているところであり、各公営企業において、更なる経営改革の推進に向けて積極的に活用されたい。

3 公営企業の「見える化」の推進

(1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総財公第19号総務省自治財政局長通知）により、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、令和元年度までに集中的に取組を推進するよう要請してきたところである。これにより、都道府県及び人口3万人以上の市区町村については取組に大幅な進捗が見られる一方、人口3万人未

満の市区町村については団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にある。

このため、「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総財第9号総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総財第10号総務省自治財政局長通知）により、重点事業について、人口3万人未満の市区町村においても令和5年度までに公営企業会計への移行が必要であることとしているので、各地方公共団体においては、一層の取組を推進されたい。

なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、人口3万人以上の地方公共団体は令和3年度から、人口3万人未満の地方公共団体は令和6年度から、公営企業会計の適用を要件とする予定であることにご留意いただきたい。

また、重点事業以外の事業についても、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）において「実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内に実現することを目指し工程を明確化する」とされたことを踏まえ、公営企業会計への移行を積極的に推進されたい。

併せて、都道府県においては、市区町村が円滑に移行を進めることができるよう、都道府県内の市区町村が参加する連絡会議等を設置の上、個別の市区町村の取組状況を踏まえた適切な助言等について、引き続きご協力いただきたい。

総務省においても、各地方公共団体において公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう、平成31年3月に「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」を改訂したほか、4に掲げるとおり、令和3年度より「経営・財務マネジメント強化事業」を創設したところであり、積極的に活用されたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html）

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 公営企業会計の適用に要する経費

固定資産台帳の整備やシステム改修等、公営企業会計の適用に要する経費について、その全額を公営企業債（公営企業会計適用債）の対象とすることとしている。下水道事業及び簡易水道事業については、その元利償還金に対し、引き続き普通交付税措置を講ずることとし、その他の事業については、その元利償還金の1/2を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しに対し、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

② 都道府県が行う市区町村への支援に要する経費

連絡会議・研修会等の開催や、専門人材の活用による個別相談会の実施など、都道府県が行う市区町村への支援に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～5年度）。

③ 資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

資本費平準化債については、公営企業会計を適用している事業と適用していない事業とで発行可能額の算定方法が異なることから、公営企業会計の適用に伴い発行可能

額が減少する場合について、適用後3年間の激変緩和措置を引き続き講ずることとしている。

(2) 経営比較分析表

平成27年度から各公営企業において作成・公表している経営比較分析表については、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、交通事業（自動車運送事業）、電気事業、観光施設事業（休養宿泊施設事業）、駐車場整備事業、病院事業及び工業用水道事業の9分野を対象としている。今後とも、各公営企業の経営分析に当たり、積極的に活用されたい。

4 人的支援

(1) 経営・財務マネジメント強化事業の創設

令和3年度より、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業である「経営・財務マネジメント強化事業」を創設することとしている。具体的には、「経営戦略の策定・経営改善」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備」、「公共施設等総合管理計画の見直し」の4つの政策テーマについて、アドバイザーを派遣することとしている。3月中旬頃に申請の募集を行う予定であり、各団体においては積極的に活用されたい。

なお、当該事業の創設に伴い、現在実施している「公営企業経営アドバイザー派遣事業」のうちモデル事業以外の事業及び「公営企業経営支援人材ネット事業」については、今年度限りで廃止することとしている。

(2) 公営企業経営アドバイザー派遣モデル事業

小規模団体においても公営企業会計の適用を円滑に進めるため、ロールモデルとなる地方公共団体を選び、専門的知見を有するアドバイザーを年複数回にわたり派遣し、集中的に取組を支援する事業として昨年度より実施している。来年度も継続して実施することとしているので、積極的に活用されたい。

第2 各事業における課題とその対策

1 水道事業

(1) 広域化の推進

水道事業における抜本的な改革の中でも、複数の市町村が市町村の区域を越え、連携して又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進することが必要である。

このため、「水道広域化推進プラン」の策定について（平成31年1月25日付け総財第85号・生食発0125第4号総務省自治財政局長・厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）により、地域の実情に応じた多様な広域化を進めるため、各都道府県において、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう要請しており、都道府県においては同プランの策定及びその取組を推進するとともに、水道事業者である市町村等においては、都道府県とともに同プランに基づく水道事業の広域化に積極的に取り組まれない。なお、「水道広域化推進プラン」の策定に向けた取組を支援するため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を発売し、策定に当たっての実務上の参考資料として、プランの全体像や標準的な記載事項等を示している。さらに、プラン策定に当たっての留意事項として、連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化の推進・PPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討等を含む「水道事業における広域化の更なる推進について」（令和2年12月23日付け事務連絡）を発売したところであり、これらを踏まえ、引き続き、プランの策定に取り組むとともに、更なる広域化の推進に努められたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/02zaisei06_03000052.html）

所要の経費については、次のとおり、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 「水道広域化推進プラン」に基づく事業に要する経費

「水道広域化推進プラン」に基づく広域化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、地方負担額の1/2を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に要する経費に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費

都道府県が実施する広域化に係るシミュレーション経費など、「水道広域化推進プラン」の策定に要する経費について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている（令和元～4年度）。

③ 経営統合に伴う高料金対策に係る激変緩和措置

経営統合を行った上水道事業について、統合後の上水道事業において算定した高料金対策の額が、統合前の事業における高料金対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置（差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。）を引き続き講ずることとしている。

(2) その他の取組の推進

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであり、老朽化による事故等が発生した

場合には、国民生活に大きな影響を与えることから、全ての地域で水道サービスが持続的かつ安定的に提供されるよう、適切なストックマネジメントのもと着実な更新投資を進めるとともに、指定管理者制度や包括的民間委託、PPP/PFI等の民間活用の取組についても積極的に検討されたい。

水道事業の経営基盤を強化するためには、ICT・IoT等の先端技術の活用による業務の効率化も重要となる。既に多くの水道事業において、浄水場等における集中監視・遠隔操作や水質の自動管理等が導入されているが、水道スマートメーターによる自動検針・漏水情報の自動収集やビッグデータの収集・解析による配水の最適化・故障予知診断など、更なるデジタル化の推進を検討されたい。

また、令和2年度より、新たに土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁や津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域等における防水扉等の整備に要する経費について、地方財政措置を講じていることから、引き続き、災害対策に積極的に取り組まれない。

(3) 旧簡易水道事業に対する地方財政措置

水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、経営基盤が脆弱な場合が多い簡易水道事業について、平成19年度より事業統合が推進されてきたことを踏まえ、統合後の旧簡易水道事業等の経営状況を整理し、持続可能な経営を確保する方策を検討するため令和2年2月から「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」（以下、「旧簡水研究会」という。）を開催し、12月に報告書を取りまとめた。旧簡水研究会における検討内容及び報告書については、総務省ホームページに掲載しているため、参照されたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/kanisuidou_keiei/index.html）

研究会報告書も踏まえ、簡易水道事業を統合した上水道事業（以下、「統合上水道事業」という。）について、地方財政措置を講ずることとしている。

具体的には、前年度末時点で経営戦略を策定しており、統合上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上又は有収水量1㎡当たり資本費若しくは給水原価が全国平均（大規模団体を除く）以上の統合上水道事業における旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業を対象に、水道事業債の元利償還金の50%について、一般会計からの繰出しを行うこととし、当該繰出金の50%について特別交付税措置を講ずることとしている。

2 下水道事業

(1) 広域化・共同化の推進

スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できる広域化・共同化のうち、最も財政効果が高い類型は、管渠の接続によって処理場の統廃合を行う場合であり、市町村内の事業の接続も含め検討されたい。その際、市町村間の接続は、接続先市町村における処理場の余剰能力を活用した新たな収入確保策として有効である。

特に市町村間の広域化・共同化の推進に当たっては、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総財準第1号・29農振

第1698号・29水港第2464号・国下事第56号・環循適発第1801171号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)も踏まえ、協議が円滑に進展するよう広域行政を所管する都道府県が積極的に主導し、当事者間の調整に取り組まれたい。広域化・共同化計画の策定に当たっては、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを盛り込むよう、「新経済・財政再生計画改革工程表2020を踏まえた「広域化・共同化計画」について」(令和3年1月19日付け総財準第3号・2農振第2560号・2水港第環2155号・国下事第50号・環循適発第210119号総務省自治財政局準公営企業室長等通知)を发出したところであり、これらを踏まえ、引き続き、同計画の策定に取り組まれたい。

また、次のとおり、所要の経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

① 広域化・共同化に伴う施設整備に要する経費

広域化・共同化に伴い必要となる施設の整備に要する経費について、処理区域内人口密度に応じ、当該経費に充当した下水道事業債の元利償還金の28%~56%について引き続き普通交付税措置を講ずることとしている。

② 「広域化・共同化計画」の策定等に要する経費

都道府県が実施する「広域化・共同化計画」の策定や市町村の広域化・共同化の支援に要する経費等について、引き続き普通交付税措置を講ずることとしている(令和元~4年度)。

③ 事業統合に伴う高資本費対策に係る激変緩和措置

事業統合を行った下水道事業について、統合後の下水道事業において算定した高資本費対策の額が、統合前の事業における高資本費対策の合計額を下回る場合に、その差額について、統合の翌年度から10年間の激変緩和措置(差額に一定率を乗じて算定。6年目以降、段階的に縮減。)を引き続き講ずることとしている。

(2) 公害防止事業債の経過措置について

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(昭和46年法律第70号)が令和2年度末に期限を迎えることに伴い、令和3年度から令和7年度までの間、一定の基準を満たす団体及び事業について経過措置を講ずることとしている。なお、詳細については、別途通知することとしている。

(3) 下水道事業における緊急自然災害防止対策事業債

下水道事業会計が実施する流域治水対策に資する地方単独事業に要する経費については、一般会計からの公営企業繰出金に対して、令和3年度から令和7年度までの間、緊急自然災害防止対策事業債の対象とすることとしている。公共下水道事業における対象施設については、雨水ポンプ、雨水貯留浸透施設、樋門、樋管を予定しているので留意されたい。

なお、詳細については、別途通知することとしている。

(4) その他の取組の推進

汚水処理施設の整備に当たっては、地理的・社会的条件に応じ、各種汚水処理施設の

中から最適なものを選択し、計画的・効率的に整備を行う最適化が重要である。人口減少や将来の需要予測等も踏まえ、各種汚水処理施設の整備区域の適切な見直しに取り組まれたい。

職員(特に技術職員)が減少する中で、将来にわたり安定的に事業を継続するには、効率的に維持管理等を行うことが必要であり、指定管理者制度や包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI、事業や団体を越えた事務委託の共同発注など、民間活用の取組についても積極的に検討されたい。また、ICTを活用した処理場の遠隔監視等について、広域化・共同化を促進する観点からも導入を検討されたい。

今後、大量更新期には膨大な事業費が集中し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、経営戦略やストックマネジメント計画の策定を通じて計画的に点検・調査及び修繕・改築を行うなど、適切なストックマネジメントのもと、施設の長寿命化や事業量の平準化に努められたい。

経営及び資産の状況を的確に把握し、持続的な経営を確保するとともに、広域化・共同化等の経営改革を推進するためにも、公営企業会計の更なる適用拡大に取り組まれたい。

3 病院事業

(1) 経営改革の着実な実施

病院事業については、各地域の将来目指すべき医療提供体制の確保に向けた取組と整合を図りながら、地域の実情を踏まえつつ、再編・ネットワーク化、地方独立行政法人化や指定管理者制度の導入を含む経営形態の見直し、経営の効率化等の着実な実施に取り組まれたい。

また、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総財準第59号総務省自治財政局長通知)の取扱いについては、厚生労働省における新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた地域医療構想の考え方・進め方も勘案しながら、持続可能な医療提供体制の確保に向けて、公立病院が地域において担うべき役割などについて検討しつつ、その改定の時期等を含めて、再整理することとしている。

関係地方公共団体においては、現行のガイドラインを踏まえ既に作成している新公立病院改革プランの実施状況について点検・評価に取り組まれたい。

(2) 公立病院医療提供体制確保支援事業

総務省においては、公益社団法人地域医療振興協会(以下「地域医療振興協会」という。)と連携して、へき地等に所在する中小規模の公立病院に対し、病床機能の転換や医師確保等による診療体制の確立等に向けた計画の策定等について、経営面及び診療面双方からの支援を一体的に行う事業を創設することとしている。

併せて、公立病院の病床機能の転換又は経営形態の見直し等を検討している市町村の要請に応じて、「経営・財務マネジメント強化事業」において、地域医療振興協会からアドバイザーを派遣することとしている。

(3) 地方財政措置

公立病院改革に関する各地域の自主的な取組に支障が生じないよう、令和3年度においても、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について、現行の地方財政措置を継続することとしている。

また、災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備については、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象として講じている地方財政措置を拡充するとともに、対象事業の明確化等を行うこととしている。

具体的には、対象事業に係る建設又は改良に要する経費に充当した病院事業債の元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とした上で、元利償還金の70%に対し、普通交付税措置を講ずることとしている。また、対象医療施設に災害拠点精神科病院を追加するとともに、自家発電装置等の高上げ・上層階への移設を対象事業として明確化することとしている。

さらに、公立病院医療提供体制確保支援事業（第2の3(2)参照）については、病床機能の転換等に関する助言及び実施計画の策定支援などに係る経費の1/2を一般会計からの繰出しの対象とした上で、当該繰出しの80%に対し、特別交付税措置を講ずることとしている。

なお、「不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設等について」（令和2年4月1日付け総財準第44号総務省自治財政局準公営企業室長通知）における不採算地区の病院（不採算地区の中核的な病院を含む。）に対する特別交付税措置については、令和2年度と同様に、令和3年度においても「新公立病院改革ガイドライン」の改定に伴う更なる改革のためのプランの策定等の要件を適用しないこととしている。

ただし、第2の3(1)にあるとおり、関係地方公共団体においては、現行のガイドラインを踏まえ既に作成している新公立病院改革プランの実施状況について点検・評価に取り組まれない。

そのほか、不採算医療・特殊医療等について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

なお、公的病院等の運営費に対する地方公共団体の助成については、不採算地区の病院（不採算地区の中核的な病院を含む。）に対する措置も含め、引き続き、公立病院に準じて特別交付税措置を講ずることとしている。

4 その他の事業

観光施設事業及び宅地造成事業については、「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（平成23年12月28日付け総財第146号・総財準第21号総務副大臣通知）の趣旨等を踏まえ、適切に対処されたい。

第3 その他諸課題への対応

1 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、大幅な収入減が発生していることから、公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年5月より、特別減収対策企業債を発行できることとしたところ。その上で、償還利子の2分の1の額を繰り出し、繰出額の80%を特別交付税により措置することとしているところ。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症に伴う料金収入の減少により、資金繰りに影響が生じるおそれがあることから、引き続き特別減収対策企業債の発行を可能とすることとしている。

2 会計年度任用職員制度の施行への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和2年12月21日付け公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。

なお、会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費に伴う公営企業繰出金の影響額について、地方財政計画の公営企業繰出金に13億円を計上し、地方交付税措置を講ずることとしている。

3 消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う対応

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）は令和3年3月31日限りでその効力を失うこととされており、総額表示義務に関する消費税法の特例が終了するため、各公営企業及び各地方独立行政法人においても、価格表示を行う場合には総額表示（税込表示）としていただきたい。また、引き続き、消費税率（国・地方）の引上げに伴う影響額の支出予算への適切な計上、調達等契約事務の適切な運用など、消費税の適正な転嫁の確保に取り組んでいただきたい。

4 第三セクター等の経営健全化の推進

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社をいう。以下同じ。）は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されるため、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財第101号総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター等については、各地方公共団体において、引き続き経営健全化等に取り組まれない。

特に、財政的なリスクの高い第三セクター等と関係を有する地方公共団体については、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）により、一定の要件に該当するものについて、第三セクター等に係る経営健全化方針の策定を要請したところである。

地方公共団体においては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ、策定した経営健全化方針に基づき一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表いただきたい。

なお、各団体における第三セクター等の経営健全化の取組状況については、総務省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

（参考：https://www.soumu.go.jp/main_content/000723905.xlsx）

「令和3年度の地方財政対策及び地方債計画の概要（公営企業関係）」及び「令和3年度地方公営企業関係予算案主要項目」については、別添1・2のとおりであり、併せて参照されたい。

【連絡先】

（公営企業の抜本的な改革の推進、公営企業の「見える化」の推進、会計年度任用職員、消費税）
自治財政局公営企業課 窪西係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

（経営戦略の策定・改定の推進、第三セクター等の経営健全化の推進）
自治財政局公営企業課 高木係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

（公営企業会計の適用拡大、人的支援）
自治財政局公営企業課 田部井係長 電話：03-5253-5635 FAX：03-5253-5640

（水道事業）
自治財政局公営企業経営室 山本係長 電話：03-5253-5638 FAX：03-5253-5640

（交通事業）
自治財政局公営企業経営室 関口係長 電話：03-5253-5639 FAX：03-5253-5640

（下水道事業）
自治財政局準公営企業室 佐藤弘和係長 電話：03-5253-5642 FAX：03-5253-5640

（病院事業）
自治財政局準公営企業室 佐藤弘康係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

（観光施設事業、宅地造成事業）
自治財政局準公営企業室 高野係長 電話：03-5253-5643 FAX：03-5253-5640

（新型コロナウイルス感染症に係る対応）
自治財政局公営企業課 関本係長 電話：03-5253-5634 FAX：03-5253-5640

令和3年度の地方財政対策及び地方債計画の概要
(公営企業関係)

1. 通常収支分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

2兆4,400億円程度(前年度約2.1%減)

○主な事業

上水道事業 1,100億円程度(前年度約1.2%減)

病院事業 7,600億円程度(前年度約0.2%減)

下水道事業 1兆3,900億円程度(前年度約3.0%減)

(2) 地方債計画(公営企業分) 2兆4,726億円(前年度2.7%減)

2. 東日本大震災分

(1) 地方財政対策(公営企業繰出金)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

(2) 地方債計画(公営企業分)

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、
所要の事業費及び財源を確保

1億円(前年度50.0%減)

令和3年度地方債計画
(通常収支分と東日本大震災分の合計)

(単位:億円、%)

項 目	令和3年度 計画額(A)	令和2年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,098	16,195	△ 97	△ 0.6
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	4,778	△ 4,778	皆減
3 公営住宅建設事業	1,110	1,124	△ 14	△ 1.2
4 災害復旧事業	1,143	1,155	△ 12	△ 1.0
5 教育・福祉施設等整備事業	3,319	3,327	△ 8	△ 0.2
(1) 学校教育施設等	1,223	1,223	0	0.0
(2) 社会福祉施設	371	373	△ 2	△ 0.5
(3) 一般廃棄物処理	639	639	0	0.0
(4) 一般補助施設等	549	552	△ 3	△ 0.5
(5) 施設(一般財源化分)	537	540	△ 3	△ 0.6
6 一般単独事業	27,725	26,808	917	3.4
(1) 一般	2,323	2,606	△ 283	△ 10.9
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	3,000	1,000	33.3
(9) 緊急浚渫推進	1,100	900	200	22.2
7 辺地及び過疎対策事業	5,520	5,210	310	6.0
(1) 辺地対策	520	510	10	2.0
(2) 過疎対策	5,000	4,700	300	6.4
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	56,060	59,742	△ 3,682	△ 6.2
二 公営企業債				
1 水道事業	5,259	5,571	△ 312	△ 5.6
2 工業用水道事業	303	338	△ 35	△ 10.4
3 交通事業	1,739	1,562	177	11.3
4 電気事業・ガス事業	195	260	△ 65	△ 25.0
5 港湾整備事業	571	555	16	2.9
6 病院事業・介護サービス事業	3,637	3,599	38	1.1
7 市場事業・と畜場事業	375	343	32	9.3
8 地域開発事業	658	708	△ 50	△ 7.1
9 下水道事業	11,934	12,384	△ 450	△ 3.6
10 観光その他事業	56	100	△ 44	△ 44.0
計	24,727	25,420	△ 693	△ 2.7
合 計	80,787	85,162	△ 4,375	△ 5.1

(単位：億円、%)

項 目	令和3年度 計画額 (A)	令和2年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨 時 財 政 対 策 債	54,796	31,398	23,399	74.5
四 退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(242)	(249)	(△ 7)	(△ 2.8)
総 計	(242) 136,383	(249) 117,360	(△ 7) 19,024	(△ 2.8) 16.2
内 普 通 会 計 分	112,415	92,798	19,618	21.1
訳 公 営 企 業 会 計 等 分	23,968	24,562	△ 594	△ 2.4
資 金 区 分				
公 的 資 金	58,673	47,571	11,102	23.3
財 政 融 資 資 金	36,847	29,346	7,501	25.6
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	21,826	18,225	3,601	19.8
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(242)	(249)	(△ 7)	(△ 2.8)
民 間 等 資 金	77,710	69,789	7,922	11.4
市 場 公 募	44,700	38,500	6,200	16.1
銀 行 等 引 受	33,010	31,289	1,722	5.5

その他同意等の見込まれる項目

- 1 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 2 地方財政法第33条の5の12の規定により発行する猶予特例債
- 3 地方税、使用料・手数料の減収が生じることとなる場合において発行する特別減収対策債
- 4 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 5 財政再生団体が発行する再生振替特例債
- 6 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 9 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(通常収支分)

第1 総務省分 (単位:百万円)

項 目	令和3年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 地方公営企業の助言等及び調査研究に要する経費	9	9	0	地方公営企業等の健全で安定した経営を行うために要する経費 (主な経費) 公営企業経営アドバイザー派遣事業(モデル事業)
2 地方公営企業制度の改革の推進等に要する経費	10	6	4	地方公営企業制度の改革を推進するために要する経費 (主な経費) 検討会、研究会等の運営
3 地方公営企業経営戦略等に係る支援及び先進事例の調査・検証に要する経費	6	8	△ 2	地方公営企業における経営戦略の策定等を支援するとともに、経営戦略の策定等に資する先進事例の調査・検証を行うために要する経費
4 地方財政決算情報管理システムの運営に要する経費	239	238	1	地方財政決算情報管理システム(決算統計システム)の運営・保守及びシステム改修に要する経費
5 水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業、病院事業及び下水道事業の経営管理等に要する経費	3	3	0	各事業の経営分析や経営指標を取りまとめ、経営指標の公表を行うために要する経費
合 計	267	264	3	

第2 他省庁分 (単位:百万円)

項 目	令和3年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係	39,810	60,871	△ 21,061	
(1) 水道水源開発等施設整備費補助	10,481	12,877	△ 2,396	厚生労働省所管 水道水源開発施設 1/2・1/3 高度浄水施設等 1/3・1/4 国土交通省所管 (水資源機構分) 水道水源開発施設 1/2・1/3 (北海道分) 水道水源開発等施設 1/2・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 上水道施設 1/2
(2) 簡易水道等施設整備費補助	6,269	5,872	397	厚生労働省所管 国土交通省所管 (離島・奄美分) 簡易水道等施設 1/2 (北海道分) 簡易水道等施設 4/10・1/3・1/4 内閣府(沖縄)所管 簡易水道施設 2/3
(3) 水道施設災害復旧事業費補助	356	356	0	厚生労働省所管
(4) 生活基盤施設耐震化等交付金	22,704	41,766	△ 19,062	厚生労働省所管 水道施設耐震化 1/2・4/10・1/3・1/4 水道事業運営基盤強化 1/3・1/4

項 目	令和3年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
2 工業用水道事業関係	2,231	3,191	△ 960	
(1) 工業用水道事業費補助	2,025	2,995	△ 970	経済産業省所管 工業用水道事業費補助(※)
(2) 水資源機構事業費補助	138	168	△ 30	国土交通省所管 工業用水道事業費補助(※) 上記(※)の最大補助率 ① 四大工業地帯 0% ② その他 30% なお、地盤沈下対策事業は、②の補助率に10%加算。①については30%加算。 経済産業省所管及び国土交通省所管に係る改築分は、改良事業採択年度における補助率×3/4。ただし、四大工業地帯の基盤整備については15%。
(3) 沖縄復興交付金事業推進費	68	28	40	内閣府所管 最大交付率 100% 改築分は、改良事業採択年度における交付率×3/4。
3 交通事業関係	28,868	35,624	△ 6,756	
(1) 地下高速鉄道整備事業費補助	4,905	6,607	△ 1,702	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 35%
(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金	20,404	20,199	205	国土交通省所管 (公営企業分は内数)
(3) 自動車環境総合改善対策費補助金(旧:低公害車普及促進対策費補助金)	340	387	△ 47	国土交通省所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3
(4) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	1,979	4,031	△ 2,052	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/3
(5) 公共交通利用環境の革新等	1,240	4,400	△ 3,160	観光庁所管 (公営企業分は内数) 【補助率】 1/2, 1/3, 2/3
4 エネルギー事業関係	0	2,741	△ 2,741	
(1) 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	0	2,741	△ 2,741	経済産業省所管(公営企業分は内数) 自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進(実施期間:平成28年度から令和2年度) 補助率:定額、1/3、1/2、2/3

項 目	令和3年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
5 病院事業関係 (1) 施設・設備分	127,089 8,648	124,138 10,424	2,951 △ 1,776	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設等施設整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業除く。)	2,759	2,759	0	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地診療所施設整備事業 1/2 イ 過疎地域等特定診療所施設整備事業 1/2 ウ へき地保健指導所施設整備事業 1/2・1/3 エ へき地医療拠点病院群施設整備事業 1/2 オ 離島等患者宿泊施設施設整備事業 1/3 カ 産科医療機関施設整備 2) プライマリケア ア 研修医のための研修施設 1/2 イ 臨床研修病院 1/2 ウ 医師臨床研修病院研修環境整備 1/3 3) その他 ア 死亡画像診断システム等施設 1/2 イ 南海トラフ地震に係る津波避難対策 緊急事業 ウ 院内感染対策施設整備事業 1/3 エ 分娩取扱施設施設整備事業 1/2 ※内閣府所管(沖縄分)についてはH24から沖縄振興公共投資 交付金として、一括交付金化
② 医療施設等設備整備費補助金 (有床診療所等スプリンクラー等 施設整備事業分)	2,516	5,196	△ 2,680	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率定額
③ 医療施設等設備整備費補助金	3,373	2,469	904	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 1) へき地医療対策 ア へき地医療拠点病院 1/2 イ へき地診療所 1/2・3/4 ウ へき地患者輸送車(艇) 1/2 エ へき地巡回診療車(船) 1/2 オ 離島歯科巡回診療用設備 1/2 カ 過疎地域等特定診療所 1/2 キ へき地保健指導所 1/2・1/3 ク へき地・離島診療所支援システム設備 1/2 ケ 離島等患者宿泊施設設備整備 1/3 コ 産科医療機関設備整備 1/2 2) 公的医療施設 ア 沖縄医療施設 3/4 イ 奄美群島医療施設 1/2 3) その他 ア 遠隔医療設備 1/2 イ 臨床研修病院支援システム設備 1/2 ウ 死亡画像診断システム等整備 1/2 エ 分娩取扱施設設備整備事業 1/2 オ 医師不足地域における若手医師の キャリア形成支援事業 カ 実践的な手術手技向上研修施設設備 整備事業 キ T e l e - I C U体制整備促進事業 1/2 ク 妊産婦モニタリング支援事業 1/2
(2) 運営費等分	33,364	34,137	△ 773	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
① 医療施設運営費等補助金	9,415	10,975	△ 1,560	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
うちへき地保健医療対策費	2,572	2,572	0	へき地医療支援機構 1/2 259 へき地医療拠点病院群 1/2 515 へき地診療所 1/3・3/4・2/3 857 へき地巡回診療車(船・航空機) 1/2 341 へき地患者輸送車(艇・航空機) 1/2 229 へき地診療所医師派遣強化事業 1/2 27 産科医療機関確保事業 1/2 312 その他 1/2 32

項 目	令和3年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
② 医療提供体制推進事業補助金	23,949	23,162	787	厚生労働省所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3・1/2・定額
(3) 医療提供体制の改革のための 新たな財政支援制度	85,077	79,577	5,500	厚生労働省所管(公営企業分は内数)
6 介護サービス施設整備事業関係	42,375	51,664	△ 9,289	(公営企業分は内数)
(1) 地域密着型サービスの施設整備等	41,208	46,703	△ 5,495	厚生労働省(公営企業分は内数)
(2) 地域介護・福祉空間整備等施設整 備交付金	1,167	4,961	△ 3,794	厚生労働省(公営企業分は内数) 補助率 1/2・定額
7 市場事業・と畜場事業関係	21,079	28,044	△ 6,965	(公営企業分は内数)
(1) 強い農業・担い手づくり総合支援 交付金	16,214	23,020	△ 6,806	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 4/10・1/3以内
(2) 浜の活力再生・成長促進交付金	2,655	2,004	651	水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 1/3・4/10・1/2・5.5/10・2/3以内
(3) 消費・安全対策交付金	2,210	3,020	△ 810	農林水産省所管(公営企業分は内数) 補助率 定額(10/10・9/10以内・1/2以内)
8 下水道事業関係	1,705,605	2,028,254	△ 322,649	(公営企業分は内数)
(1) 沖縄振興公共投資交付金	47,732	49,183	△ 1,451	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(2) 地方創生整備推進交付金	39,777	39,777	0	内閣府所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設
(3) 社会資本整備総合交付金	631,128	762,652	△ 131,524	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(4) 防災・安全社会資本整備交付金	853,984	1,038,804	△ 184,820	国土交通省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
(5) 下水道事業費補助金	1,465	1,465	0	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(6) 下水道防災事業費補助金	38,281	24,447	13,834	国土交通省所管 <対象施設> ・下水道法上の下水道
(7) 循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分)	9,033	10,196	△ 1,163	環境省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・特定地域生活排水処理施設
(8) 農山漁村地域整備交付金	80,725	98,475	△ 17,750	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・集落排水施設
(9) 農山漁村振興整備交付金	3,480	3,255	225	農林水産省所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・簡易排水施設

(東日本大震災分)

他省庁分

(単位：百万円)

項 目	令和3年度 予算額(案)	前年度 当初予算額	差引増減額	摘 要
1 水道事業関係 東日本大震災復旧・復興水道施設災害 復旧事業費補助	1,314 1,314	8,099 8,099	△ 6,785 △ 6,785	厚生労働省所管(復興計上分)
2 エネルギー事業関係 被災都市ガス導管移設復旧支援事業費 補助金	0 0	40 40	△ 40 △ 40	経済産業省所管(復興計上分) 震災や津波により、甚大な被害が生じた地域において道路の 嵩上げ等に伴うガス導管の再敷設が困難な都市ガス事業者に 対する支援を行う。 (実施期間：平成26年度から令和2年度) 補助率 2/3(公営企業分)
3 市場事業・と畜場事業関係 (1) 東日本大震災復興交付金 (2) 水産業共同利用施設復旧整備費補助金	0 0 0	12,337 11,275 1,062	△ 12,337 △ 11,275 △ 1,062	(公営企業分は内数) 復興庁所管(公営企業分は内数) 水産庁所管(公営企業分は内数) 補助率 2/3・1/2以内
4 下水道事業関係 (1) 東日本大震災復興交付金 (2) 社会資本整備総合交付金	7,650 0 7,650	131,057 11,275 119,782	△ 123,407 △ 11,275 △ 112,132	(公営企業分は内数) 復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道 ・集落排水施設 ・特定地域生活排水処理施設 ・簡易排水施設 復興庁所管(公営企業分は内数) <対象施設> ・下水道法上の下水道
5 介護サービス施設整備事業関係 社会福祉施設等災害復旧費補助金	0 0	410 410	△ 410 △ 410	厚生労働省所管(復興計上分、公営企業分は内数)

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- ➡ さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・
民間活用人材確保、
組織体制の整備新技術、ICTの
活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

水道・下水道の広域化計画の中にシステム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項も盛り込むよう促すとともに、その実現に向け、都道府県が広域的な地方自治体として、関係市町村と連携体制を構築し、主体的に取り組むよう求める。民間知見の取込みのため、性能発注推進、PFI推進及びデータの地方自治体をまたいだ活用を推進する。

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内を実現することを目指し工程を明確化する。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」は、現下の情勢下では政府として新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、令和3年度概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとするのと歩調を合わせ、記載内容を絞り込み、今後の政策対応の大きな方向性に重点を置いたものとしている。「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)のうち、本基本方針に記載がない項目についても、引き続き着実に実施する。

新経済・財政再生計画改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進《総務省》</p> <p>b. 経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c. 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進《総務省、関係府省》</p> <p>e. 経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	→	→	→
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	→

新経済・財政再生計画改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、経済産業省、厚生労働省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

新経済・財政再生計画改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）【2022年度までに450地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《総務省、国土交通省、農林水産省、環境省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数【地域医療構想に関する進め方の整理を踏まえ目標の在り方を検討の上、設定】</p>	<p>7. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>a. 地域医療構想に関する取組の進め方の整理を踏まえ、新公立病院改革ガイドラインの取扱いについてその方向性を示す。《総務省》</p> <p>b. 新公立病院改革プランの着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を推進。《総務省》</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

新経済・財政再生計画改革工程表2020

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当する第三セクター等のうち、該当する要件に係る数値（債務超過額など）が改善している第三セクター等の数</p> <p>①債務超過法人</p> <p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》 →</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》 →</p>			

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までに策定率100%とすることを要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までに見直し率100%とすることを要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室長事務連絡)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し 等

計画期間内の
収支均衡

収支ギャップが生じた場合には
その解消を図る

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託 等
- ・PPP/PFI等

組織、人材、定員、
給与の適正化

その他の経営基盤強化
の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3～5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表

(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)

- ⇒ 平成31年3月に「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成。

ガイドライン等の改訂内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年～5年ごとの改定**が必要。
- ・収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、**質の向上**を図るよう要請。

策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

- **令和2年度までに92.3%が策定予定**。
(令和2年3月31日時点の策定率は63.3%。)

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策

経営戦略の策定状況

経営戦略策定状況の「見える化」

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）。
- 令和2年3月31日時点の**策定率は63.3%**。**令和2年度までには、既に策定済みの事業を含め、92.3%が策定予定。**
- 一方、**策定予定年度未定の事業が5.5%**あるため、一層の策定推進が必要。

公営企業経営戦略の策定状況（令和2年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済		②要請期間内に策定予定 令和2年度に策定予定		小計 (①+②)	③令和3年度に 策定予定	③策定予定年度 未定	合計
	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)	事業数(構成比)				
水道	1,284 (70.6%)	478 (26.3%)	1,762 (96.9%)	21 (1.2%)	35 (1.9%)	1,818 (100.0%)		
うち上水道	970 (73.7%)	331 (25.2%)	1,301 (98.9%)	8 (0.6%)	7 (0.5%)	1,316 (100.0%)		
うち簡易水道	314 (62.5%)	147 (29.3%)	461 (91.8%)	13 (2.6%)	28 (5.6%)	502 (100.0%)		
工業用水道	88 (58.7%)	48 (32.0%)	136 (90.7%)	2 (1.3%)	12 (8.0%)	150 (100.0%)		
交通	36 (43.9%)	41 (50.0%)	77 (93.9%)	3 (3.7%)	2 (2.4%)	82 (100.0%)		
電気	37 (40.2%)	46 (50.0%)	83 (90.2%)	4 (4.3%)	5 (5.4%)	92 (100.0%)		
ガス	17 (73.9%)	4 (17.4%)	21 (91.3%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)	23 (100.0%)		
港湾整備	9 (9.7%)	72 (77.4%)	81 (87.1%)	7 (7.5%)	5 (5.4%)	93 (100.0%)		
市場	13 (8.8%)	86 (58.5%)	99 (67.3%)	15 (10.2%)	33 (22.4%)	147 (100.0%)		
と畜場	3 (7.1%)	24 (57.1%)	27 (64.3%)	1 (2.4%)	14 (33.3%)	42 (100.0%)		
観光施設	42 (18.5%)	115 (50.7%)	157 (69.2%)	22 (9.7%)	48 (21.1%)	227 (100.0%)		
宅地造成	31 (9.5%)	146 (44.8%)	177 (54.3%)	25 (7.7%)	124 (38.0%)	326 (100.0%)		
駐車場	19 (10.6%)	121 (67.2%)	140 (77.8%)	14 (7.8%)	26 (14.4%)	180 (100.0%)		
下水道	2,689 (75.6%)	767 (21.6%)	3,456 (97.1%)	38 (1.1%)	64 (1.8%)	3,558 (100.0%)		
合計	4,268 (63.3%)	1,948 (28.9%)	6,216 (92.3%)	154 (2.3%)	368 (5.5%)	6,738 (100.0%)		

※地方債の償還のみの事業、廃止（予定）事業を含む合計は7,023事業。

経営戦略の改定状況

- 過去に改定実績のある事業が313（7.2%）、今後改定を予定している事業が2,133（49.1%）、改定予定未定は1,897（43.7%）。

策定状況の「見える化」

- 令和2年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和2年11月）。
- 今後、毎年度調査を実施し、**策定状況の「見える化」を推進**する。

公表例（宮城県内の公営企業を抜粋）

都道府県	団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況				
				①策定済	②取組中	③未着手	(2又は3の場合)策定予定年度	
				R2	R3	未定		
宮城県	宮城県	水道事業	上水道(用水供給)	○	-	-	-	-
宮城県	宮城県	工業用水道事業	工業用水道	○	-	-	-	-
宮城県	宮城県	下水道事業	流域下水道	○	-	-	-	-
宮城県	宮城県	下水道事業	特定環境保全公共下水道					
宮城県	宮城県	港湾整備事業	港湾整備		○	○		
宮城県	宮城県	宅地造成事業	臨海土地造成		○			○
宮城県	宮城県	宅地造成事業	その他造成		-	-	-	-
宮城県	仙台市	水道事業	上水道(末端給水)	○	-	-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	自動車運送	○	-	-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	都市高速鉄道		○	○		
宮城県	仙台市	ガス事業	ガス	○	-	-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	公共下水道	○	-	-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	特定環境保全公共下水道	○	-	-	-	-

※網掛けは、地方債の償還のみの事業や、廃止（予定）事業など。

経営戦略の策定・改定の推進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、**経営・財務マネジメント強化事業の活用を促し**、策定・改定を推進する。

(参考)新経済・財政再生計画改革工程表2020

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算(938事業)より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進《総務省》</p> <p>b. <u>経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。</u>《総務省》</p> <p>c. 経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進《総務省》</p> <p>d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進《総務省、関係府省》</p> <p>e. 経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	→	→	
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数(人口3万人未満)【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

「抜本的な改革」の検討プロセス

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から
4つの方向性を
基本として
抜本的な改革
を検討

事業廃止

民営化・
民間譲渡

広域化等
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPIにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

! https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyou/index.html

公営企業の抜本的な改革の取組状況（令和元年度実績）

- 各公営企業において、その事業の特性に応じた抜本的な改革の取組が進められている。
- 令和元年度において、事業廃止112件、広域化等66件、包括的民間委託53件などの取組が実施されている。

事業廃止		民営化・民間譲渡		公営企業型地方 独立行政法人(※1)		広域化等(※2)		指定管理者制度		包括的民間委託		PPP/PFI	
112件		12件		4件		66件		11件		53件		19件	
県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村	県・政令市	市区町村
3件	109件	1件	11件	1件	3件	4件	62件	0件	11件	5件	48件	3件	16件
水道	9	水道	0	水道	0	水道	20	水道	2	水道	14	水道	5
工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0	工業用水道	1	工業用水道	1	工業用水道	0	工業用水道	0
交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0	交通	0
電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0	電気	0
ガス	2	ガス	1	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	0	ガス	1
病院	8	病院	1	病院	4	病院	4	病院	3	病院	0	病院	2
下水道	25	下水道	0			下水道	29	下水道	0	下水道	35	下水道	9
簡易水道	16	簡易水道	0			簡易水道	11	簡易水道	0	簡易水道	3	簡易水道	0
港湾整備	1	港湾整備	0			港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0	港湾整備	0
市場	1	市場	0			市場	0	市場	0	市場	0	市場	0
と畜場	3	と畜場	0			と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0	と畜場	0
宅地造成	17	宅地造成	1			宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	0	宅地造成	1
有料道路	0	有料道路	0			有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0	有料道路	0
駐車場	10	駐車場	2			駐車場	0	駐車場	1	駐車場	0	駐車場	1
観光	5	観光	3			観光	1	観光	1	観光	0	観光	0
介護サービス	14	介護サービス	4			介護サービス	0	介護サービス	3	介護サービス	0	介護サービス	0
その他	0	その他	0			その他	0	その他	0	その他	1	その他	0

(※1) 公営企業型地方独立行政法人については、地方独立行政法人法により、その経営できる事業が定められている。

(※2) 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念。

(※3) 合計277件について、事業数ベースでは251事業。

(※4) 1つの事業で複数の取組を実施した場合、それぞれの類型に計上している。また、広域化等若しくは民営化・民間譲渡に伴い事業廃止がなされる場合は、事業廃止の類型にも計上している。

(※5) 都道府県・政令市及び市区町村には、それぞれが加入する一部事務組合及び広域連合を含める。

合計

277件

(平成30年度実績 244件) 23

公営企業とは：住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績（毎年度の利益・損失等フロー情報）・財政状態（資産・負債等ストック情報）の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例（議会の議決不要）

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)
<人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)
<人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

公営企業会計適用の取組状況(R2.4.1時点)

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で98.4%、公共下水道事業及び流域下水道事業で100%、その他の下水道事業で78.5%となっている。
- 人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で69.1%、下水道事業で66.7%となっている。

○簡易水道事業※1 下記の取組状況調査結果は、総務省HPIにおいて公表。 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html

	人口3万人以上				人口3万人未満				全団体			
	R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	306	(98.4%)	304	(97.7%)	405	(69.1%)	272	(46.3%)	711	(79.3%)	576	(64.1%)
② 検 討 中	5	(1.6%)	7	(2.3%)	158	(27.0%)	208	(35.4%)	163	(18.2%)	215	(23.9%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	23	(3.9%)	108	(18.4%)	23	(2.6%)	108	(12.0%)
合 計	311	(100%)	311	(100%)	586	(100%)	588	(100%)	897	(100%)	899	(100%)

○下水道事業※2

	人口3万人以上						人口3万人未満				全団体			
	公共下水道事業及び流域下水道事業			その他の下水道事業			R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点	
	R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	810	(100%)	811	(99.5%)	377	(78.5%)	544	(66.7%)	280	(34.5%)	1,356	(82.8%)	1,092	(66.6%)
② 検 討 中	0	(0.5%)	4	(0.5%)	77	(16.0%)	246	(30.1%)	410	(50.5%)	252	(15.4%)	418	(25.5%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	26	(5.4%)	26	(3.2%)	122	(15.0%)	29	(1.8%)	130	(7.9%)
合 計	810	(100%)	815	(100%)	480	(100%)	816	(100%)	812	(100%)	1,637	(100%)	1,640	(100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・人口3万人以上の地方公共団体は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件に加える
- ・人口3万人未満の地方公共団体は、新ロードマップの要請期限である令和6年度から公営企業の適用を要件に加えることとしている。

骨太の方針及び改革工程表2020

骨太の方針2020

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

① 持続可能な地方自治体の実現等

地方公営企業について、公営企業の業務効率化とデジタル化を徹底して進めるとともに、**実情や費用対効果を踏まえつつ、全公営企業の公営企業会計への移行を5年以内**に実現することを目指し工程を明確化する。

経済財政運営と改革の基本方針2020

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】	<ul style="list-style-type: none"> ○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】 ○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】 	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a. 重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b. <u>その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。</u>《総務省》</p>			

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を創設(令和3年度～)
- 専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を引き続き実施。

2. マニュアル・先進事例集

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)
 - ※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」に登録されている専門人材招へいに要する経費を対象にできる(公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費に関する特別交付税の対象とする場合を除く)。
 - ※ 財務規定等を適用した1年目における決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
 - ー 簡易水道事業 : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
 - ー 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21～49%に普通交付税措置
 - ー 上記以外の事業: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、令和6年度中の会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

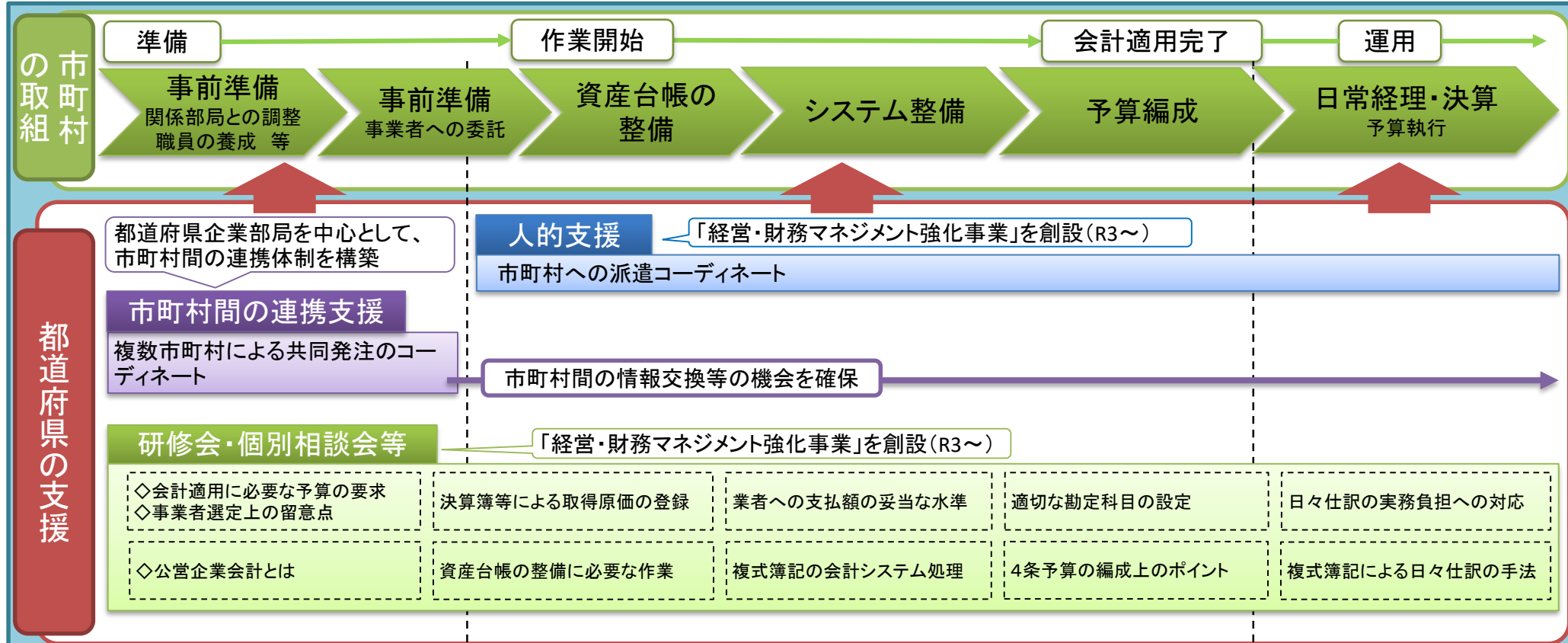
- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和5年度まで

3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



プラットフォーム(都道府県-市町村連絡会議)の設置

都道府県
市町村財政担当部局

都道府県
公営企業部局

有識者・専門人材
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業について

		支援方式		
		課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
政策 テ ー マ	公営企業の経営戦略 の策定・経営支援	4つのテーマ の中で、団体の 希望に応じ 派遣 (約100団 体・事業に派 遣を実施する 見込み)	経営戦略の未策定企業に個別支援 (対象となる見込みの事業は別紙1：約200事業)	4つのテーマ の中で、都道 府県の希望に 応じ派遣
	公営企業会計の適用		3万人以上の団体における公営企業会計の未適用企業（下水道・簡易水道）に個別支援 (対象となる見込みの事業は別紙2：5事業)	
	地方公会計の整備		地方公会計の未整備団体に個別支援 (対象となる見込みの団体は別紙3：約30団体)	
	公共施設等総合管理 計画の見直し（公共 施設マネジメント）		総合管理計画の見直しの取組に課題がある団体に個別支援 (対象となる見込みの団体は別紙4：約100団体)	
派遣受入主体		市区町村・公営企業	市区町村・公営企業	都道府県
派遣の回数		年5回程度を予定	年5回程度を予定	年5回程度を予定

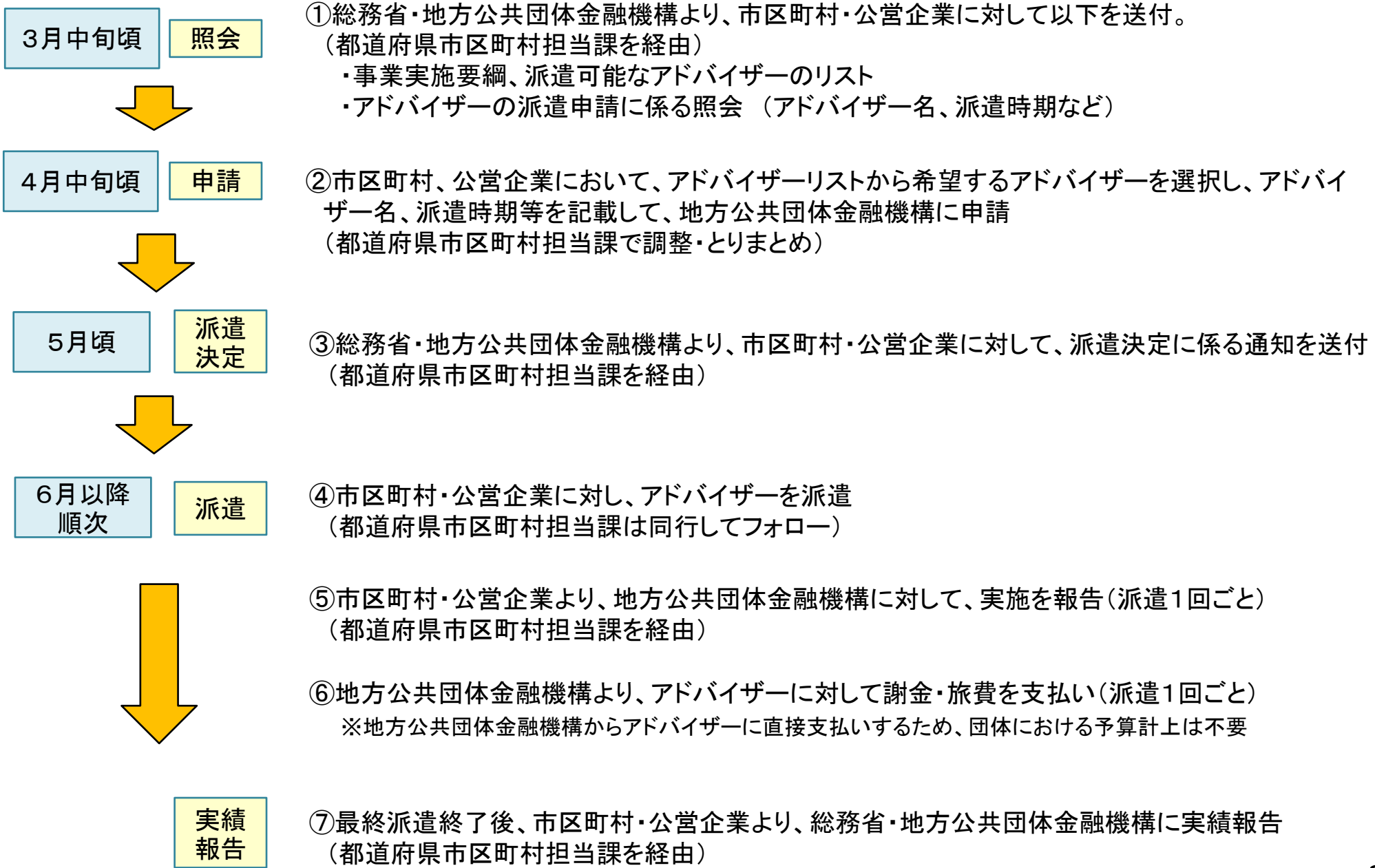
※いずれの事業も、今般策定するアドバイザーのリストの中から、団体において派遣を希望するアドバイザーを選定・調整の上、派遣することを想定

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業における役割分担について

総務省・ 地方公共団体金融機構	都道府県 (市区町村担当課)	市区町村・ 各公営企業
<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの派遣 ・アドバイザーリストの作成 ・謝金・旅費の負担 ・経営戦略の策定、公営企業会計の適用、地方公会計の整備、公共施設等総合管理計画の見直しに係る市町村・公営企業の状況について都道府県に対し情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの推薦 ・派遣先市区町村に係る調整・とりまとめ ・派遣を受ける市区町村の状況の把握・フォローアップ ・派遣を受けた市区町村からの報告書のとりまとめ ・市区町村向け研修会・相談会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの推薦 ・各団体における政策テーマの状況を踏まえたアドバイザーの受入れ ・アドバイザー受入れ後の報告書の作成 ・アドバイスを踏まえた経営改善や「見える化」の推進等

経営・財務マネジメント強化事業の実施に係る今後のスケジュール

1月22日、25日	全国財政課長・市町村担当課長会議 全国公営企業管理者会議
2月1日	アドバイザーの推薦 締切
3月中旬頃	事業実施要綱、アドバイザーリストを各団体に通知 事業実施の一次照会
4月中旬頃	派遣について総務省・JFMに申請 締切
6月以降順次	アドバイザーの派遣
夏頃(予定)	事業実施の二次照会



「経営・財務マネジメント強化学業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
北海道	旭川市	駐車場整備事業（法非適用）	公共駐車場事業特別会計				○
北海道	夕張市	市場事業（法非適用）	市場事業会計				○
北海道	岩見沢市	市場事業（法非適用）	特別会計公設卸売市場費				○
北海道	千歳市	市場事業（法非適用）	公設地方卸売市場事業特別会計	○			
北海道	森町	港湾整備事業（法非適用）	森町港湾整備事業特別会計				○
北海道	留寿都村	水道事業（簡易水道：法非適用）	簡易水道事業特別会計			○	
北海道	留寿都村	下水道事業（特定環境保全公共下水道：法非適用）	公共下水道事業特別会計			○	
北海道	倶知安町	市場事業（法非適用）	倶知安町地方卸売市場事業特別会計				○
北海道	奈井江町	下水道事業（公共下水道：法非適用）	下水道事業				○
北海道	雨竜町	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業特別会計				○
北海道	広尾町	港湾整備事業（法非適用）	港湾特別会計				○
北海道	標津町	観光施設事業（索道：法非適用）	標津町金山地域休養施設等特別会計				○
北海道	標津町	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	標津町金山地域休養施設等特別会計				○
北海道	函館湾流域下水道事務組合	下水道事業（流域下水道：法非適用）	函館湾流域下水道事務組合一般会計				○
青森県	青森市	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場事業特別会計				○
青森県	八戸市	市場事業（法非適用）	地方卸売市場八戸市魚市場特別会計				○
青森県	八戸市	駐車場整備事業（法非適用）	都市計画駐車場特別会計				○
青森県	大鰐町	水道事業（簡易水道：法非適用）	大鰐町簡易水道事業特別会計				○
岩手県	西和賀町	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	西和賀町温泉事業特別会計				○
岩手県	田野畑村	下水道事業（漁業集落排水施設：法非適用）	集落排水特別会計			○	
岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	水道事業（上水道：用水供給）	胆江広域水道用水供給事業		○		
宮城県	仙台市	駐車場整備事業（法非適用）	仙台市駐車場事業特別会計				○
宮城県	女川町	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	女川町浄化槽事業特別会計				○
秋田県	横手市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	横手市市営温泉施設特別会計				○
秋田県	大仙市	電気事業（法非適用）	太陽光発電事業特別会計・小水力発電事業特別会計（真木関根小水力発電施設）		○		
山形県	酒田市	交通事業（船舶運航：法非適用）	定期航路事業特別会計			○	
福島県	福島市	市場事業（法非適用）	福島市公設地方卸売市場事業費特別会計	○			

「経営・財務マネジメント強化事業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
福島県	郡山市	水道事業（簡易水道：法非適用）	湖南簡易水道事業特別会計、中田簡易水道事業特別会計、熱海中 山簡易水道事業特別会計	○			
福島県	川俣町	水道事業（簡易水道：法非適用）	簡易水道事業特別会計		○		
福島県	天栄村	下水道事業（簡易排水施設：法非適用）	天栄村簡易排水処理事業特別会計				○
福島県	柳津町	観光施設事業（索道：法非適用）	町営スキー場事業特別会計				○
福島県	泉崎村	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業特別会計			○	
福島県	矢祭町	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	矢祭町農業集落排水処理事業会計				○
福島県	浅川町	水道事業（上水道：末端給水）	浅川町上水道事業会計			○	
福島県	双葉町	下水道事業（公共下水道：法非適用）	公共下水道事業特別会計			○	
茨城県	古河市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	ゴルフ場事業特別会計				○
茨城県	牛久市	市場事業（法非適用）	牛久市青果市場事業	○			
茨城県	常陸大宮市	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法 非適用）	下水道事業会計				○
茨城県	茨城町	工業用水道事業	茨城町工業用水道事業会計				○
茨城県	鹿島地方事務組合	市場事業（法非適用）	市場事業特別会計（公設鹿島地方卸売市場）	○			
栃木県	那須町	観光施設事業（索道：法非適用）	観光事業特別会計				○
群馬県	桐生市	電気事業（法非適用）	発電事業特別会計				○
群馬県	沼田市	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	沼田市下水道事業会計	○			
群馬県	渋川市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	農産物直売事業特別会計、伊香保温泉観光施設事業特別会計、小野上 温泉事業特別会計				○
群馬県	長野原町	水道事業（簡易水道：法適用）	北軽井沢簡易水道事業会計		○		
群馬県	長野原町	水道事業（簡易水道：法非適用）	簡易水道事業特別会計		○		
群馬県	長野原町	下水道事業（特定環境保全公共下水道：法非 適用）	公共下水道事業特別会計		○		
群馬県	長野原町	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業特別会計		○		
群馬県	長野原町	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法 非適用）	浄化槽整備事業特別会計		○		
埼玉県	さいたま市	市場事業（法非適用）	食肉中央卸売市場事業特別会計			○	
埼玉県	さいたま市	と畜場事業（法非適用）	と畜場事業特別会計			○	
千葉県	千葉市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	動物公園事業特別会計				○

「経営・財務マネジメント強化事業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
千葉県	千葉市	駐車場整備事業（法非適用）	栄町立体駐車場				○
千葉県	佐倉市	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業特別会計	○			
千葉県	市原市	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計（梨ノ木公園地下駐車場）				○
千葉県	横芝光町	と畜場事業（法非適用）	東陽食肉センター特別会計				○
千葉県	白子町	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	白子町休養施設事業特別会計				○
東京都	文京区	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
東京都	目黒区	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
東京都	練馬区	駐車場整備事業（法非適用）	公共駐車場会計			○	
東京都	足立区	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
東京都	葛飾区	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場事業特別会計				○
東京都	町田市	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
東京都	福生市	駐車場整備事業（法非適用）	福生市営福生駅西口駐車場				○
東京都	狛江市	駐車場整備事業（法非適用）	狛江駅北口地下駐車場				○
神奈川県	川崎市	市場事業（法非適用）	卸売市場事業特別会計		○		
神奈川県	相模原市	水道事業（簡易水道：法非適用）	相模原市簡易水道事業会計				○
新潟県	長岡市	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
新潟県	阿賀野市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	阿賀野市自然の家特別会計				○
新潟県	弥彦村	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	弥彦村温泉事業特別会計				○
富山県	富山市	市場事業（法非適用）	公設地方卸売市場事業特別会計			○	
富山県	砺波市	工業用水道事業	砺波市工業用水道事業会計		○		
富山県	立山町	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	立山町浄化槽設置管理事業特別会計			○	
石川県	金沢市	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場事業費特別会計				○
石川県	金沢市	と畜場事業（法非適用）	一般会計				○
石川県	内灘町	電気事業（法非適用）	内灘町新エネルギー事業特別会計				○
石川県	南加賀広域圏事務組合（事業会計分）	市場事業（法非適用）	南加賀広域圏事務組合公設地方卸売市場事業特別会計				○
福井県	福井市	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	地域生活排水特別会計				○

「経営・財務マネジメント強化事業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
福井県	芦原温泉上水道財産区	水道事業（簡易水道：法適用）	芦原温泉上水道財産区水道事業会計	○			
山梨県	笛吹市	観光施設事業（その他観光施設：法適用）	笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計（春日居町温泉）				○
山梨県	富士河口湖町	水道事業（簡易水道：法非適用）	富士河口湖町水道事業会計			○	
山梨県	丹波山村	水道事業（簡易水道：法非適用）	簡易水道事業特別会計		○		
長野県	上田市	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場事業特別会計				○
長野県	飯田市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	一般会計				○
長野県	諏訪市	観光施設事業（索道：法非適用）	霧ヶ峰リフト特別会計				○
長野県	小諸市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	小諸公園事業特別会計				○
長野県	飯山市	水道事業（簡易水道：法非適用）	飯山市簡易水道特別会計				○
長野県	松川町	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	保養宿泊施設事業特別会計	○			
長野県	南木曾町	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	南木曾町浄化槽市町村整備推進事業特別会計			○	
長野県	南木曾町	駐車場整備事業（法非適用）	南木曾町営妻籠宿有料駐車場特別会計				○
長野県	朝日村	観光施設事業（索道：法非適用）	あさひプライムスキー場事業特別会計				○
長野県	野沢温泉村	電気事業（法非適用）	小水力発電事業特別会計				○
長野県	高瀬広域水道企業団	水道事業（上水道：用水供給）	高瀬広域水道企業団				○
岐阜県	高山市	観光施設事業（索道：法非適用）	観光施設事業特別会計				○
岐阜県	高山市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	観光施設事業特別会計				○
岐阜県	高山市	市場事業（法非適用）	地方卸売市場事業特別会計				○
岐阜県	高山市	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
岐阜県	多治見市	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場事業特別会計				○
岐阜県	関市	と畜場事業（法適用）	食肉センター事業特別会計				○
岐阜県	可茂公設地方卸売市場組合	市場事業（法非適用）	可茂公設地方卸売市場組合一般会計（可茂公設地方卸売市場）				○
静岡県	御殿場市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	観光施設事業特別会計				○
静岡県	伊豆市	観光施設事業（その他観光施設：法適用）	伊豆市温泉事業会計				○
静岡県	東伊豆町	電気事業（法非適用）	風力発電事業特別会計				○
静岡県	小山町	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	温泉供給事業特別会計				○
静岡県	森町	下水道事業（公共下水道：法非適用）	森町公共下水道事業特別業会計			○	

「経営・財務マネジメント強化学業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

策定予定年度

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
愛知県	名古屋市	市場事業（法非適用）	名古屋市市場及びと畜場特別会計				○
愛知県	名古屋市	と畜場事業（法非適用）	名古屋市市場及びと畜場特別会計				○
愛知県	名古屋市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	名古屋城天守閣特別会計				○
愛知県	豊橋市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	総合動植物公園事業特別会計			○	
愛知県	刈谷市	下水道事業（公共下水道：法適用）	刈谷市下水道事業会計	○			
愛知県	犬山市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	木曾川うかい事業費特別会計、犬山城費特別会計				○
愛知県	新城市	工業用水道事業	新城市工業用水道事業				○
愛知県	豊明市	駐車場整備事業（法非適用）	有料駐車場特別会計				○
三重県	伊勢市	駐車場整備事業（法非適用）	観光交通対策特別会計				○
三重県	松阪市	水道事業（簡易水道：法非適用）	松阪市簡易水道事業特別会計				○
三重県	名張市	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
三重県	いなべ市	下水道事業（公共下水道：法適用）	いなべ市下水道事業			○	
三重県	いなべ市	下水道事業（特定環境保全公共下水道：法適用）	いなべ市下水道事業			○	
三重県	いなべ市	下水道事業（農業集落排水施設：法適用）	いなべ市下水道事業			○	
三重県	志摩市	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
三重県	玉城町	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	玉城町農業集落排水事業特別会計		○		
三重県	南伊勢町	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	戸別合併処理浄化槽事業特別会計				○
三重県	紀宝町	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	紀宝町営浄化槽整備推進事業特別会計				○
滋賀県	大津市	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場事業特別会計				○
滋賀県	大津市	市場事業（法非適用）	卸売市場事業特別会計				○
滋賀県	彦根市	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業特別会計				○
滋賀県	栗東市	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業特別会計		○		
滋賀県	甲良町	水道事業（上水道：末端給水）	甲良町水道事業会計				○
滋賀県	甲良町	下水道事業（特定環境保全公共下水道：法非適用）	甲良町下水道事業特別会計				○

「経営・財務マネジメント強化事業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
京都府	京都市	市場事業（法非適用）	中央卸売市場第一市場特別会計・中央卸売市場第二市場・市場特別会計				○
京都府	京都市	と畜場事業（法非適用）	中央卸売市場第二市場・市場特別会計		○		
大阪府	千早赤阪村	観光施設事業（索道：法非適用）	金剛山観光事業特別会計				○
大阪府	千早赤阪村	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	金剛山観光事業特別会計				○
兵庫県	姫路市	市場事業（法非適用）	姫路市卸売市場事業特別会計	○			
兵庫県	丹波市	市場事業（法非適用）	地方卸売市場特別会計	○			
兵庫県	淡路市	市場事業（法非適用）	産地直売所事業特別会計				○
兵庫県	佐用町	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	笹ヶ丘荘特別会計				○
奈良県	奈良市	駐車場整備事業（法非適用）	一般会計				○
奈良県	大和高田市	駐車場整備事業（法非適用）	JR高田駅西側駐車場				○
奈良県	五條市	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	五條市農業集落排水特別会計	○			
奈良県	御所市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	国民宿舎葛城高原ロッジ				○
奈良県	天川村	水道事業（簡易水道：法非適用）	天川村簡易水道事業特別会計				○
奈良県	天川村	下水道事業（特定環境保全公共下水道：法非適用）	天川村簡易水道事業特別会計				○
奈良県	野迫川村	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	野迫川村温泉事業特別会計				○
奈良県	十津川村	水道事業（簡易水道：法非適用）	十津川村簡易水道事業特別会計			○	
奈良県	十津川村	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	十津川村十津川温泉事業特別会計・十津川村湯泉地温泉事業特別会計				○
和歌山県	和歌山市	市場事業（法非適用）	卸売市場事業		○		
和歌山県	湯浅町	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業		○		
和歌山県	湯浅町	駐車場整備事業（法非適用）	湯浅町駐車場事業特別会計				○
和歌山県	印南町	下水道事業（個別排水処理施設：法非適用）	印南町農業集落排水事業		○		
和歌山県	那智勝浦町	市場事業（法非適用）	勝浦地方卸売市場事業費特別会計				○
和歌山県	北山村	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	地域振興事業特別会計				○
鳥取県	鳥取市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	観光施設運営事業費特別会計			○	
鳥取県	鳥取市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	温泉事業費特別会計		○		
鳥取県	江府町	観光施設事業（索道：法非適用）	江府町索道事業特別会計				○

「経営・財務マネジメント強化学業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
島根県	奥出雲町	観光施設事業（索道：法非適用）	奥出雲町三井野原スキーリフト事業特別会計				○
島根県	吉賀町	電気事業（法非適用）	小水力発電事業特別会計				○
岡山県	岡山市	工業用水道事業	岡山市工業用水道事業会計	○			
岡山県	井原市	工業用水道事業	井原市工業用水道事業会計				○
岡山県	総社市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	国民宿舎事業費特別会計				○
岡山県	総社市	工業用水道事業	総社市水道事業会計				○
岡山県	新見市	水道事業（上水道：末端給水）	新見市水道事業会計				○
岡山県	真庭市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	津黒高原観光事業特別会計、クリエイト菅谷事業特別会計				○
岡山県	真庭市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	温泉事業特別会計				○
岡山県	美作市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	都市と農村の交流施設事業特別会計				○
岡山県	和気町	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場特別会計				○
岡山県	和気町	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計				○
広島県	広島市	と畜場事業（法非適用）	広島市中央卸売市場事業特別会計				○
広島県	広島市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計				○
広島県	広島市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	安佐動物公園会計、植物公園会計				○
広島県	三原市	駐車場整備事業（法非適用）	駐車場事業特別会計				○
山口県	宇部市	と畜場事業（法非適用）	食肉センター事業特別会計				○
山口県	周南市	市場事業（法非適用）	特別会計（周南市地方卸売市場・水産物市場）				○
香川県	高松市	と畜場事業（法非適用）	高松市食肉センター事業特別会計				○
香川県	観音寺市	交通事業（船舶運航：法非適用）	航路事業特別会計				○
高知県	須崎市	交通事業（船舶運航：法非適用）	巡航船事業特別会計				○
高知県	宿毛市	交通事業（船舶運航：法非適用）	定期船事業特別会計				○
高知県	宿毛市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	宿毛市国民宿舎運営事業特別会計				○
高知県	四万十市	と畜場事業（法非適用）	と畜場会計（四万十市営食肉センター）				○
高知県	馬路村	電気事業（法非適用）	馬路村小水力発電特別会計				○
高知県	津野町	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	生活環境施設整備特別会計		○		
高知県	四万十町	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	四万十町農業集落排水事業特別会計				○
高知県	四万十町	下水道事業（簡易排水施設：法非適用）	四万十町農業集落排水事業特別会計				○

「経営・財務マネジメント強化事業」のうち課題達成支援事業の対象となる見込みの団体

別紙1

【経営戦略の策定】（「経営戦略の策定状況等に関する調査」R2.11月末時点 「策定予定年度が令和4年度以降」又は「未定」の事業：209事業）

都道府県名	団体名	事業名	会計名（施設名）	策定予定年度			
				令和4年度中	令和5年度中	令和6年度以降	未定
福岡県	福岡市	交通事業（船舶運航：法非適用）	市営渡船事業特別会計				○
福岡県	福岡市	港湾整備事業（法非適用）	港湾整備事業特別会計				○
福岡県	飯塚市	工業用水道事業	飯塚市工業用水道事業会計				○
福岡県	飯塚市	下水道事業（農業集落排水施設：法非適用）	農業集落排水事業特別会計				○
福岡県	行橋市	市場事業（法非適用）	地方卸売市場特別会計				○
福岡県	朝倉市	水道事業（簡易水道：法非適用）	朝倉市簡易水道特別会計				○
福岡県	香春町	工業用水道事業	香春町工業用水道事業特別会計				○
佐賀県	唐津市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	③「その他事業」玄海海中展望塔				○
佐賀県	小城市	水道事業（上水道：末端給水）	小城市水道事業会計	○			
佐賀県	太良町	水道事業（簡易水道：法非適用）	太良町簡易水道特別会計			○	
佐賀県	太良町	水道事業（上水道：末端給水）	太良町水道事業会計			○	
熊本県	西原村	水道事業（簡易水道：法非適用）	西原村中央簡易水道事業	○			
大分県	大分市	市場事業（法非適用）	大分市公設地方卸売市場事業特別会計				○
大分県	別府市	市場事業（法非適用）	別府市地方卸売市場事業特別会計				○
大分県	中津市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	サイクリングターミナル事業特別会計				○
大分県	竹田市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	竹田市国民宿舎久住高原荘事業特別会計				○
大分県	九重町	水道事業（簡易水道：法非適用）	九重町統合簡易水道事業				○
宮崎県	高原町	工業用水道事業	高原町工業用水道事業会計				○
鹿児島県	日置市	観光施設事業（その他観光施設：法非適用）	健康交流館事業特別会計・温泉給湯事業特別会計				○
鹿児島県	日置市	観光施設事業（休養宿泊施設：法非適用）	国民宿舎事業特別会計				○
鹿児島県	曾於市	下水道事業（特定地域生活排水処理施設：法非適用）	生活排水処理事業特別会計				○
鹿児島県	いちき串木野市	市場事業（法非適用）	いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計				○
鹿児島県	南さつま市	下水道事業（公共下水道：法非適用）	南さつま市公共下水道事業特別会計	○			
鹿児島県	奄美市	と畜場事業（法非適用）	奄美市と畜場特別会計		○		
鹿児島県	大口地方卸売市場管理組合	市場事業（法非適用）	地方卸売市場				○
沖縄県	大宜味村	工業用水道事業	大宜味村工業用水道事業会計				○

【公営企業会計の適用】

(旧ロードマップ対象事業のうち適用予定時期が未定の事業)

- 簡易水道事業(人口3万人以上)

検討中(計5件)		
都道府県名	団体名	適用予定時期
青森県	平川市	未定
石川県	津幡町	未定
三重県	松阪市	未定
福岡県	朝倉市	未定
福岡県	宗像地区事務組合	未定

- 下水道事業(人口3万人以上)

なし

【地方公会計の整備】

(財務書類等を一度も作成していない団体(令和2年12月31日時点))

都道府県名	固定資産台帳	財務書類
	団体名	団体名
北海道	東川町・羽幌町	由仁町・東川町・浜頓別町
岩手県	大槌町	大槌町
宮城県	気仙沼市	大崎市・色麻町
山形県	—	大石田町・真室川町
福島県	天栄村・下郷町・三島町・浪江町	二本松市・天栄村・三島町・浪江町
栃木県	—	市貝町・芳賀町
群馬県	—	上野村・長野原町
東京都	三宅村・青ヶ島村	青ヶ島村
神奈川県	葉山町	葉山町
新潟県	—	三条市・加茂市・見附市
静岡県	牧之原市	—
愛知県	—	大口町・東栄町
和歌山県	紀美野町	紀美野町
鳥取県	—	三朝町
島根県	隠岐の島町	—
福岡県	—	行橋市
沖縄県	沖縄市	沖縄市

「平成30年度決算に係る財務書類の作成状況等に関する調査」結果を基に聞き取りした結果より

【公共施設等総合管理計画の見直し】

(公共施設等総合管理計画において耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みの記載がない団体(R2.3.31時点))

北海道	歌志内市	福島県	桑折町	山梨県	山梨市	兵庫県	三木市
北海道	富良野市	福島県	三島町	山梨県	韮崎市	奈良県	平群町
北海道	泊村	福島県	金山町	山梨県	丹波山村	奈良県	明日香村
北海道	余市町	福島県	大熊町※	長野県	駒ヶ根市	徳島県	吉野川市
北海道	東川町	福島県	双葉町※	長野県	御代田町	高知県	南国市
北海道	美瑛町	茨城県	大洗町	長野県	根羽村	高知県	四万十市
北海道	上富良野町	茨城県	美浦村	長野県	小布施町	高知県	安田町
北海道	小平町	群馬県	高崎市	長野県	山ノ内町	高知県	中土佐町
北海道	遠別町	千葉県	市川市	岐阜県	瑞穂市	福岡県	みやま市
北海道	小清水町	千葉県	成田市	岐阜県	輪之内町	佐賀県	みやぎ町
北海道	鹿追町	千葉県	鋸南町	岐阜県	川辺町	長崎県	対馬市
北海道	豊頃町	東京都	千代田区	岐阜県	八百津町	長崎県	佐々町
北海道	本別町	東京都	小平市	岐阜県	白川村	長崎県	新上五島町
北海道	足寄町	東京都	狛江市	静岡県	下田市	大分県	白杵市
北海道	陸別町	東京都	羽村市	愛知県	岡崎市	宮崎県	門川町
青森県	南部町	東京都	小笠原村	愛知県	半田市	鹿児島県	奄美市
青森県	新郷村	新潟県	三条市	愛知県	春日井市	鹿児島県	伊仙町
岩手県	矢巾町	新潟県	加茂市	愛知県	豊田市	沖縄県	宮古島市
岩手県	一戸町	新潟県	上越市	愛知県	大口町	沖縄県	伊江村
宮城県	栗原市	新潟県	阿賀町	滋賀県	東近江市	沖縄県	南風原町
宮城県	大郷町	新潟県	出雲崎町	滋賀県	甲良町	沖縄県	久米島町
秋田県	由利本荘市	新潟県	粟島浦村	京都府	京丹後市	合計	102団体
秋田県	北秋田市	富山県	魚津市	京都府	宇治田原町	※総合管理計画未策定団体	
山形県	天童市	石川県	輪島市	大阪府	守口市		
山形県	朝日町	福井県	永平寺町	大阪府	田尻町		
山形県	舟形町	福井県	越前町	兵庫県	明石市		
山形県	大蔵村	福井県	若狭町	兵庫県	芦屋市		

アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

総財公第 151 号
総財務第 125 号
令和 2 年 12 月 24 日

各都道府県財政担当課
各都道府県公共施設マネジメント担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県公営企業担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市公共施設マネジメント担当課
各指定都市公営企業担当課
各企業団財政担当課
(都道府県・指定都市が加入するもの)

御中

総務省自治財政局公営企業課長
(公 印 省 略)
総務省自治財政局財務調査課長
(公 印 省 略)

地方公共団体の「経営・財務マネジメント強化事業」に係る
アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、総財公第 147 号、総財務第 124 号「地方公共団体の「経営・財務マネジメント強化事業」の創設について(周知)」のとおり、来年度より、総務省と地方公共団体金融機構(以下「機構」という。)の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設することとしたところです。

当該事業は、総務省において、派遣するアドバイザー(地方公共団体の職員、公認会計士、学識経験者、経営コンサルタント等)のリストを作成し、派遣を希望する自治体は当該リストからアドバイザーを選択するというスキームとすることを想定しています。

当該リストにつきましては、地方公共団体より推薦していただいたアドバイザー候補者の情報も参考として作成することとしております。

つきましては、各都道府県及び指定都市、各市区町村におかれましては、下記により登録推薦書を調製の上、ご提供いただきますようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村(指定都市除く)並びに企業団及び関係一部事務組合等に対しても、公営企業、地方公会計、公共施設マネジメントの各分野にわたり専門的な知見を有するアドバイザーを積極的に推薦いただけるよう周知をお願いいたします。

記

1 事業概要
別添 1 参照

2 各分野における派遣予定のアドバイザーについて
別添 2 参照

3 推薦対象者

次の(1)～(4)に掲げる業務のいずれかに携わった経験がある地方公共団体の職員若しくは退職者、又は、当該業務に関し優れた識見を有する者(公認会計士、学識経験者及び経営コンサルタント等)。

なお、地方公共団体の職員、退職者以外の者(公認会計士、学識経験者、経営コンサルタント等)については、法人単位ではなく、個人を推薦することとし、過去 5 年以内に地方公共団体においてアドバイスの実績のある者としてします。

(1) 公営企業の経営戦略の策定・経営支援に関すること

・公営企業経営戦略の策定・改定に関すること

・公営企業等における収支改善(収益増加策の検討、低コスト化)等に関すること

・公営企業等における事業廃止・民間譲渡・広域化等・民間活用等といった抜本的な改革等に関すること

(2) 公営企業会計の適用に関すること

(3) 地方公会計の整備に関すること

(4) 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)に関すること

4 経営戦略分野に係る推薦対象者の希望人数

別添 2 のとおり、公営企業の経営戦略の策定に係る分野については、経営戦略が未策定となっている事業がある団体の属する都道府県内において、同種の事業において既に経営戦略を策定済みの公営企業等の職員の方を推薦していただきたいと考えています。

つきましては、各都道府県においては、別添 3 のとおり、各事業別に必要となる人数を、経営戦略を策定済みの事業の職員の方から推薦いただきますようお願いいたします。

なお、アドバイザーを派遣することが想定される、経営戦略が未策定となっている事業数(都道府県別・事業別)については、別添 4 のとおりとなっています。

5 推薦方法

推薦対象者ごとに、別添 5-1 から別添 5-4 までの登録推薦書等に必要事項を記載し、参考資料等がある場合は当該資料を添付の上、電子メールにより下記担当係宛てに送付してください。

また、都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の市区町村分を取りまとめて提出いただきますようお願いいたします。

アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

6 提出期限
令和3年2月1日(月)

7 その他

- (1) 総務省において、推薦いただいたアドバイザーの取組分野、実績等を勘案し、リストに登録いたします(推薦者数が多数である場合には、推薦いただいた方の全員がリストに掲載されない可能性もあります。)
- (2) 推薦に当たっては、あらかじめ、推薦するアドバイザーの方にご連絡いただき、推薦についてご了解を得た上で、別添5の登録推薦書をご提出ください。
- (3) アドバイザーへの謝金及び旅費については機構が負担する予定であり、それぞれ機構の規定に基づき、謝金は定額の支給、旅費は実費相当額の支給とする方向で機構において検討中です。具体的な支給基準等については、3月中旬を目途にお示しする予定です。
- (4) 推薦いただいたアドバイザーは、推薦いただいた団体における経営・財務マネジメント強化事業の派遣にも活用いただくことが可能です。
- (5) アドバイザーのリストについては、策定後、3月中旬を目途に実施要綱と共に示しする予定としています。

【担当】

(総括的事項、公営企業関連事項)

総務省自治財政局公営企業課

経営支援係 田部井係長・滝本

経営企画係 高木係長・北原

TEL : 03-5253-5635

E-mail : koueityouso@soumu.go.jp

(地方公会計関連事項)

総務省自治財政局財務調査課

公会計係 齊藤

TEL : 03-5253-5647

E-mail : chihou-koukaikai@soumu.go.jp

(公共施設等総合管理計画関連事項)

総務省自治財政局財務調査課

企画係 伊藤係長

TEL : 03-5253-5647

E-mail : k-management@soumu.go.jp

地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設 **別添1**

地方公共団体金融機構との共同事業

○人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている

○しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

事業概要

(1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し
(公共施設マネジメント)



(2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応 アドバイス事業	課題達成支援事業	啓発・研修事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣	上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣	都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

- アドバイザーの派遣経費(謝金、旅費)は、地方公共団体金融機構が負担
- 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

(3) 事業規模

- 約3億円(約500団体・公営企業¹の派遣を想定)

各分野において推薦いただきたい方について

別添 2

政策テーマ		派遣する アドバイザー	地方団体において推薦いただきたい方
1	経営戦略の策定・ 経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営戦略策定済みの公営企業等の職員・OB (主に同一都道府県内への派遣とし、要望に応じて周辺の他都道府県等から派遣する場合あり) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OBのうち、経営戦略の策定に関する業務の経験を有し、他団体に対して知見・ノウハウを提供できる者を推薦 ※各都道府県で未策定企業がある業種(水道・下水道など)ごとに、当該業種において経営戦略を策定済みの公営企業に係る職員の方を推薦いただきたい
	経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OB ・ 公認会計士 ・ 学識経験者 ・ コンサルタント 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OB、公認会計士等のうち、過去5年間に地方自治体に対し、公営企業に関する経営支援・経営戦略の策定についてアドバイスの実績のある者(個人に限定)を推薦 ※経営支援の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院事業における診療報酬の確保の取組 ・ 下水道事業における維持管理・更新事業等の低コスト化
2	公営企業会計の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OB ・ 公認会計士 ・ 学識経験者 ・ コンサルタント 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OBのうち、公営企業会計の整備に関する業務の経験を有し、他団体に対して知見・ノウハウを提供できる者を推薦 ・ 公認会計士等のうち、過去5年間に地方自治体に対し、公営企業会計の整備に関してアドバイスの実績のある者(個人に限定)を推薦
3	地方公会計の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OB ・ 公認会計士 ・ 学識経験者 ・ コンサルタント 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OBのうち、地方公会計の整備に関する業務の経験を有し、他団体に対して知見・ノウハウを提供できる者を推薦 ・ 公認会計士等のうち、過去5年間に地方自治体に対し、地方公会計の整備に関してアドバイスの実績のある者(個人に限定)を推薦
4	公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OB ・ 学識経験者 ・ コンサルタント 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体職員・OBのうち、公共施設マネジメントに関する業務の経験を有し、他団体に対して知見・ノウハウを提供できる者を推薦 ・ 学識経験者・コンサルタント等のうち、過去5年間に地方自治体に対し、公共施設マネジメントに関してアドバイスの実績のある者(個人に限定)を推薦

アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

経営戦略の策定に係る推薦人数（都道府県別）

別添 3

	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	駐車場整備事業	下水道事業	総計
北海道	3	1			1	2		2		4	13
青森県	1					1	1		1		4
岩手県	1									1	2
宮城県	1					2			1	1	5
秋田県				1		1					2
山形県			1								1
福島県	2	1				1		1		4	9
茨城県						1		1		1	3
栃木県								1			1
群馬県	1									2	3
埼玉県						1	1		1		3
千葉県					1		1	1	1	1	5
東京都									4		4
神奈川県	1										1
新潟県								1			1
富山県		1								2	3
石川県				1		1	1		1		4
福井県										1	1
山梨県	1							1			2
長野県	2							3	1	1	7
岐阜県						1	1	2	1		5
静岡県				1				1		1	3
愛知県		1				1	1	2			5
三重県	1							1	2	4	8
滋賀県	1					1			1	2	5
京都府						1	1				2
大阪府					1		1	1	1	1	5
兵庫県		1				2				1	4
奈良県	1					1		2	1	1	6
和歌山県						1	1	1		1	4
鳥取県								1			1
島根県				1				1			2
岡山県		1						3	1	2	7
広島県						1	1	1			3
山口県						1	1				2
香川県			1								1
高知県	1	1		1		1	1	1	1	2	8
福岡県	1	1				1					3
佐賀県	1							1			2
長崎県						1		1		1	3
熊本県	1									1	2
大分県						1		1			2
宮崎県	1	1									2
鹿児島県						1	1	1		1	4
沖縄県	1	1			1						3
総計	22	10	2	5	4	23	13	32	19	36	166

※ 別添 4 の各都道府県における事業毎の未策定事業数を踏まえ、基本的に1人で2団体の派遣を想定し推薦人数を決定（推薦された職員は在籍する団体の属する都道府県内の未策定団体に派遣を予定）

経営戦略の未策定事業数（都道府県別）

別添 4

	水道事業	工業用水道事業	交通事業	電気事業	港湾整備事業	市場事業	と畜場事業	観光施設事業	駐車場整備事業	下水道事業	総計
北海道	5	1			2	4		3		8	23
青森県	1					1	2		2		6
岩手県	2									1	3
宮城県	1					3			1	2	7
秋田県				1		1					2
山形県			1								1
福島県	4	1				2		1		7	15
茨城県						1		1		2	4
栃木県								1			1
群馬県	2									4	6
埼玉県						1	1		1		3
千葉県					1		1	2	2	2	8
東京都									7		7
神奈川県	1										1
新潟県								1			1
富山県		1								3	4
石川県				1		2	1		1		5
福井県										1	1
山梨県	1							1			2
長野県	3							6	1	1	11
岐阜県						1	1	3	1		6
静岡県				1				1		1	3
愛知県		1				1	1	3			6
三重県	2							1	3	7	13
滋賀県	1					1			1	3	6
京都府						2	1				3
大阪府					1		1	2	1	2	7
兵庫県		1				3				1	5
奈良県	2					1		3	1	2	9
和歌山県						2	1	2		2	7
鳥取県								1			1
島根県				1				1			2
岡山県		1						5	1	3	10
広島県							1	1	1		3
山口県						1	1				2
香川県			1								1
高知県	2	1		1				1	1	1	11
福岡県	1	2				2					5
佐賀県	2							1			3
長崎県						1		1		1	3
熊本県	2									1	3
大分県						2		2			4
宮崎県	1	1									2
鹿児島県						1	1	2		2	6
沖縄県	1	1			1						3
総計	34	11	2	5	5	33	14	46	25	60	235

※ 「経営戦略の策定状況等に関する調査」（令和2年4月27日付け総財第90号総務省自治財政局公営企業課長）にて、未策定事業のうち策定予定年度を「令和3年度」と回答した事業を除く

アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

【別添5-1】

登録推薦書 【公営企業関係】

団体名
担当者名
電話番号
E-mail

※ 全項目の記入をお願いします。

※ 所在地については市区町村名までしか公表いたしません。旅費の計算や支払調書の郵送等のため、番地までご記載ください。

1. 人材の分類

自治体職員 自治体OB・OG 公認会計士 コンサルタント 学識経験者 その他

2. 登録候補となる者の連絡先等を記入してください。

氏名	ふりがな	
	漢字	
勤務地	所在地	〒
	組織名・所属	
	役職	
	電話番号	
	メールアドレス	

対象事業

下記の対象事業のうち、経営支援が可能な事業に○を付けてください(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1	水道事業	<input type="checkbox"/>	11	船舶事業
<input type="checkbox"/>	2	簡易水道事業	<input type="checkbox"/>	12	港湾整備事業
<input type="checkbox"/>	3	工業用水道事業	<input type="checkbox"/>	13	市場事業
<input type="checkbox"/>	4	軌道事業	<input type="checkbox"/>	14	と畜場事業
<input type="checkbox"/>	5	自動車運送事業	<input type="checkbox"/>	15	観光施設事業
<input type="checkbox"/>	6	鉄道事業	<input type="checkbox"/>	16	宅地造成事業
<input type="checkbox"/>	7	電気事業	<input type="checkbox"/>	17	駐車場整備事業
<input type="checkbox"/>	8	ガス事業	<input type="checkbox"/>	18	介護サービス事業
<input type="checkbox"/>	9	病院事業	<input type="checkbox"/>	19	その他事業()
<input type="checkbox"/>	10	下水道事業	<input type="checkbox"/>		

事業共通

下記の各分野のうち、該当するものに○を付けてください(複数回答可)

<input type="checkbox"/>	1	地方公営企業法の適用	<input type="checkbox"/>	5	PPP/PFI、包括的民間委託、指定管理者制度
<input type="checkbox"/>	2	経営戦略の策定・改定	<input type="checkbox"/>	6	施設の統合・廃止
<input type="checkbox"/>	3	事業廃止、民営化・民間譲渡	<input type="checkbox"/>	7	その他()
<input type="checkbox"/>	4	料金改定	<input type="checkbox"/>		

取組分野

水道事業・工業用水道事業		病院事業			
<input type="checkbox"/>	1	水道料金関係(料金改定、滞納整理等)	<input type="checkbox"/>	1	経営形態の見直し
<input type="checkbox"/>	2	アセットマネジメント	<input type="checkbox"/>	2	経費削減等の病院経営の効率化
<input type="checkbox"/>	3	施設の統合・共同利用(広域連携を含む)	<input type="checkbox"/>	3	診療報酬の最適化
<input type="checkbox"/>	4	システム導入・更新(システム共同利用による広域連携を含む)	<input type="checkbox"/>	4	病院建設費のコスト削減
軌道事業・自動車運送事業・鉄道事業・船舶事業		下水道事業			
<input type="checkbox"/>	1	運転手・技術職員の確保対策	<input type="checkbox"/>	1	経営診断・コスト分析
<input type="checkbox"/>	2	運転手の動向管理	<input type="checkbox"/>	2	維持管理コストの効率化
<input type="checkbox"/>	3	車両(船舶)整備・施設維持管理の低コスト化	<input type="checkbox"/>	3	施設建設コスト(老朽化対策含む)の効率化
<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	4	汚水処理施設の広域化等(最適化含む)
電気事業・ガス事業		その他事業()			
<input type="checkbox"/>	1	技術職員の確保対策	<input type="checkbox"/>	1	()
<input type="checkbox"/>	2	原材料調達・施設維持管理の低コスト化	<input type="checkbox"/>	2	()

3. 推薦理由・取組内容等

推薦理由	※登録候補となる者がどのような点で優れているかを中心に記述してください。
------	--------------------------------------

主な経歴(取組内容、実績)	※適宜、本欄を拡張し、可能な限り詳細に記入してください。
---------------	------------------------------

(記載例)

- ・〇〇年度に〇〇市の病院事業において、診療報酬の改定に係るアドバイスをを行った。
- ・〇〇年度に〇〇市の〇〇事業において利用料の改定のアドバイスをを行った。
- ・〇〇年度に〇〇市の下水道事業の経営戦略を策定に携わった。

※ 記載する際は、この記載例を削除のうえ、御記入ください。

資料考	※取組内容がわかる参考資料を別途添付してください。 可能な限り電子データでのご提供をお願いします。困難である場合は、FAX、郵便等によりご提供ください。
-----	---

4. 期待できる活動の内容

上記の取組分野において、どのような活動が期待できるかを記入してください。

5. その他

例えば、国等が実施している他の人材登録・派遣等事業の実績、書籍・専門誌への執筆実績等を記入してください。

アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

経営戦略の策定に係る登録候補者の一覧表 (都道府県個票)

別添 5 - 2

※黄色セル部分のみ記載してください。

必要人数

推薦人数

(都道府県・市区町村等の担当課)

団体名			
担当課名		担当者名	
E-mail		電話番号	

事業区分	登録候補者の所属先	登録候補者氏名

※ 経営戦略未策定の公営企業に対し、主に同一都道府県内で経営戦略策定済みの他の公営企業の職員をアドバイザーとして派遣することを想定していません。

アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

【別添5-3】

登録推薦書 【地方公会計の整備関係】

団体名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 E-mail _____

※ 全項目の記入をお願いします。

※ 所在地については市区町村名までしか公表いたしません。旅費の計算や支払調書の郵送等のため、番地までご記載ください。

1. 人材の分類 以下のいずれかに○を付してください。

<input type="checkbox"/>	自治体職員	<input type="checkbox"/>	自治体OB・OG	<input type="checkbox"/>	公認会計士	<input type="checkbox"/>	学識経験者	<input type="checkbox"/>	コンサルタント	<input type="checkbox"/>	その他
--------------------------	-------	--------------------------	----------	--------------------------	-------	--------------------------	-------	--------------------------	---------	--------------------------	-----

2. 登録候補となる者の連絡先等を記入してください。

氏名	ふりがな										
	漢字										
勤務地	所在地	〒									
	組織名・所属										
	役職										
	電話番号										
	メールアドレス										
取組分野	下記の各分野のうち、該当するものに○を付してください。その他に該当する場合は、取組分野を記載願います。(複数回答可)										
	<input type="checkbox"/>	1 固定資産台帳の整備・更新									
	<input type="checkbox"/>	2 財務書類の作成・更新									
	<input type="checkbox"/>	3 施設別・事業別等の財務書類の作成・分析									
	<input type="checkbox"/>	4 公共施設マネジメントへの活用									
	<input type="checkbox"/>	5 公会計情報(指標等)を用いた財政分析									
<input type="checkbox"/>	6 その他()										

3. 推薦理由・取組内容等

推薦理由	※登録候補となる者がどのような点で優れているかを中心に記述してください。
主な経歴(取組内容、実績)	※適宜、本欄を拡張し、可能な限り詳細に記入してください。 (記載例) ・〇〇年度に、地方公会計の担当として、統一的な基準による地方公会計の整備を推進。日々仕訳対応の財務会計システムの導入、開始時の固定資産台帳の整備・財務書類の作成の業務を行い、以後継続的に作成・更新ができる体制を構築した。 ・〇〇年度に、地方公会計の担当として、庁内全体で施設別・事業別の財務書類の作成・分析を行い、公共施設の適正管理や予算編成時の判断材料とするなど、公会計情報の活用を推進した。 ・〇〇年度に、〇〇市の固定資産台帳・財務書類の作成の支援業務を実施。財務書類等を毎年度、決算年度の翌年度〇月までに作成・公表する体制を構築した。 ※ 記載する際は、この記載例を削除のうえ、「主な取組内容、実績」に御記入ください。
資料考	※取組内容がわかる参考資料を別途添付してください。可能な限り電子データでの提供をお願いします。困難である場合は、FAX、郵便等によりご提供ください。

4. 期待できる活動の内容

上記の取組分野において、どのような活動が期待できるかを記入してください。

5. その他

例えば、国等が実施している他の人材登録・派遣等事業の実績、書籍・専門誌への執筆実績等を記入してください。

アドバイザーリストの登録者の推薦について(依頼)

【別添5-4】

登録推薦書 【公共施設等総合管理計画の見直し関係】

団体名	_____
担当者名	_____
電話番号	_____
E-mail	_____

※ 全項目の記入をお願いします。

※ 所在地については市区町村名までしか公表いたしません。旅費の計算や支払調書の郵送等のため、番地までご記載ください。

1. 人材の分類 以下のいずれかに○を付けてください。	
<input type="checkbox"/> 自治体職員	<input type="checkbox"/> 自治体OB・OG
<input type="checkbox"/> 学識経験者	<input type="checkbox"/> コンサルタント
<input type="checkbox"/> その他	
2. 登録候補となる者の連絡先等を記入してください。	
氏名	ふりがな _____
	漢字 _____
勤務地	所在地 〒 _____
	組織名・所属 _____
	役職 _____
	電話番号 _____
	メールアドレス _____
取組分野	下記の各分野のうち、該当するものに○を付けてください。その他に該当する場合は、取組分野を記載願います。(複数回答可)
	<input type="checkbox"/> 1 中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み等の推計
	<input type="checkbox"/> 2 公共施設等に係る方針(更新・長寿命化、統合・廃止等)の策定
	<input type="checkbox"/> 3 全庁的な体制の構築やPDCAサイクルの確立(数値目標の設定を含む)
	<input type="checkbox"/> 4 総合管理計画の予算編成等への活用
	<input type="checkbox"/> 5 その他(_____)
3. 推薦理由・取組内容等	
推薦理由	※登録候補となる者がどのような点で優れているかを中心に記述してください。

主な経歴 (取組内容、実績)	※適宜、本欄を拡張し、可能な限り詳細に記入してください。
	<p>(記載例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇年度に、中長期的な維持管理・更新経費を推計し、個別施設計画を踏まえた対策の効果を公共施設等総合管理計画に反映した。 ・〇〇年度に、公共施設マネジメントに係る全庁的な会議に参画し、施設類型ごとの方針策定のとりまとめを行った。 ・〇〇年度に、〇〇市の公共施設等総合管理計画の見直しの支援・アドバイス業務を実施。中長期的な維持管理・更新経費の推計をはじめ公共施設に係る調査・分析を行い、計画の策定を支援した。 <p>※ 記載する際は、この記載例を削除のうえ、「主な取組内容、実績」に御記入ください。</p>
資参料考	※取組内容がわかる参考資料を別途添付してください。 可能な限り電子データでご提供をお願いします。困難である場合は、FAX、郵便等によりご提供ください。
4. 期待できる活動の内容	
上記の取組分野において、どのような活動が期待できるかを記入してください。	
5. その他	
例えば、国等が実施している他の人材登録・派遣等事業の実績、書籍・専門誌への執筆実績等を記入してください。	

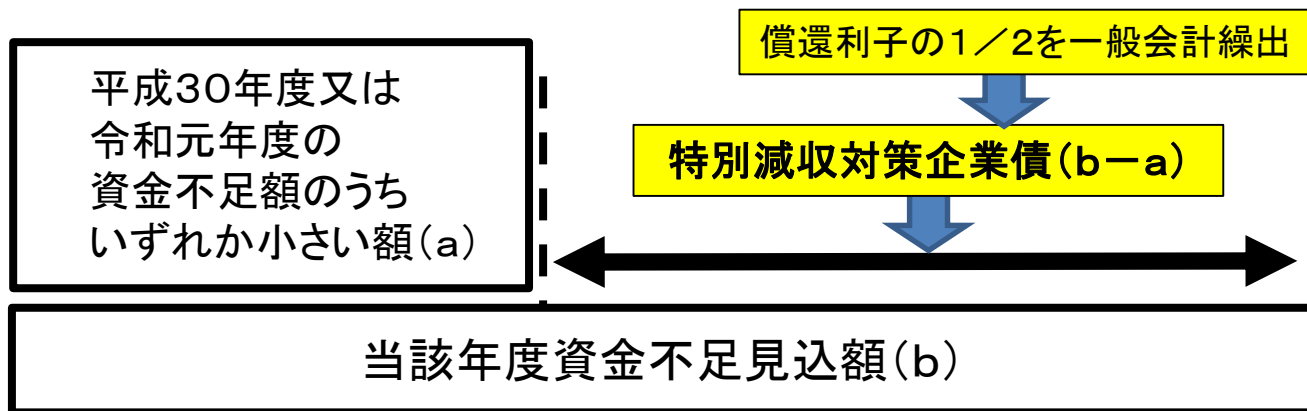
資料9-7 新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度を創設した。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により公営企業の減収が発生する恐れがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き「特別減収対策企業債」の発行を可能とする。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債を発行できる(特別減収対策企業債)。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。
- 償還年限は15年以内



<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

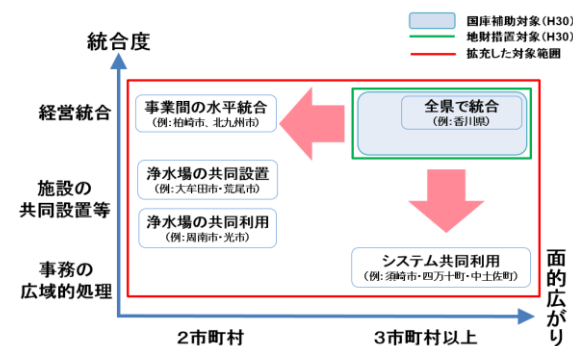
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を発出。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



水道広域化の更なる推進について

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせて、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

- 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的開催。(北海道)
- 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

- 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

- 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)
- 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)
- 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)
- 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業者のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

- 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

- 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)
- 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

- 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

旧簡易水道事業に対する地方財政措置について

「旧簡易水道事業等の経営に関する研究会」報告書(抜粋)

- 簡易水道事業を統合した上水道事業(統合上水道事業)の現状は、複数の簡易水道事業のみが統合した場合をはじめ、経営の実態が統合前から大きく変わらない事業や、地理的な条件等によって資本費や給水原価が高水準となっている事業があり、統合後においても、未だ経営が厳しく、経営基盤の強化に至っていない事業も多い。
- 一方で、統合上水道事業の管路の更新は進んでいない状況にあり、持続的な経営に不可欠な更新投資の必要性は増加することが見込まれる。また、統合に伴い、それまで対象であった簡易水道事業の財政措置から外れたことが、経営を圧迫する要因となっている。
- これらのことを踏まえ、適切な更新投資を行うことが経営上困難とみられる統合上水道事業について、旧簡易水道施設の必要な更新投資を可能とし、持続的な経営を確保するため、新たな財政措置を講じる必要がある。

地方財政措置の概要

○ 対象事業

- ・ 簡易水道事業を統合した上水道事業※における 旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業

○ 対象要件

- ・ 前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体

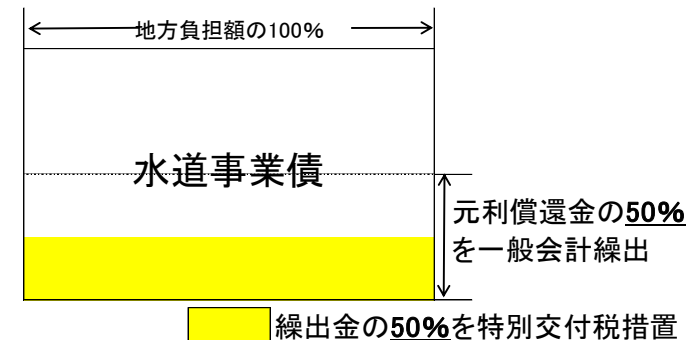
- ① 統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
- ② 有収水量1m³当たり資本費又は給水原価が全国平均※以上 ※ 大規模団体を除く上水道事業の全国平均

※ 簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の統合
[上水道事業: 給水人口が5,001人以上の事業、
簡易水道事業: 給水人口が101人以上5,000人以下の事業

○ 財政措置

- ・ 建設改良に係る水道事業債の 元利償還金(50%) について、
一般会計からの繰出しを行うこととし、
当該繰出金について特別交付税措置(50%)

(措置のスキーム)



<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果。

※広域化・共同化の効果事例：

- ①秋田市単独公共下水道の県流域下水道への接続（処理場の統廃合により、維持管理約70億円、改築更新投資約50億円の削減（50年間の試算））
- ②山形県新庄市と周辺6町村による処理場の集中管理（維持管理費用を年間約3,000万円削減）

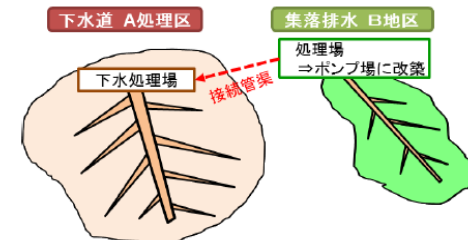
<「広域化・共同化計画」策定の要請>（国交省、農水省、環境省と連携）

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「広域化・共同化計画策定マニュアル（案）」を作成・公表
- 令和3年1月に、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項などを同計画に盛り込むよう事務連絡を発出。

<地方財政措置>

- 複数市町村の事業に加え、市町村内で実施する既存施設の統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設整備費について処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置（通常の建設改良事業においては、16%～44%（事業費補正分））

【処理場の統廃合】



緊急自然災害防止対策事業債の拡充（公共下水道事業関係）

対象経費

公共下水道事業における以下の対象施設に係る整備事業に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額

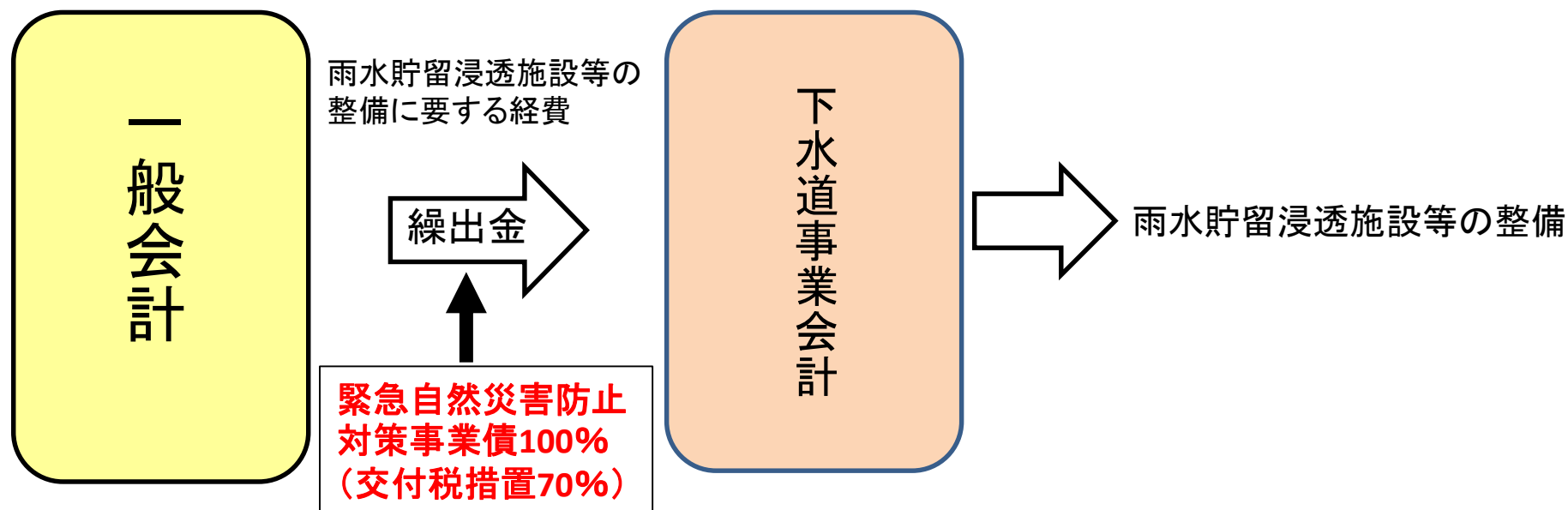
[対象施設] 雨水貯留浸透施設、雨水ポンプ、樋門、樋管

※ただし、流域治水対策に資する地方単独事業として実施するものに限る

財政措置

充当率100%

元利償還金の70%を交付税措置



※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」（令和2年12月 医療計画の見直し等に関する検討会）抜粋

(3) 地域医療構想の実現に向けた今後の工程

厚生労働省においては、各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域についてはその検討・取組を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定について検討することが適当と考えられる。

その際、地域医療構想に関しては、2025年の先も長期的に継続する人口構造の大きな変化を見据えつつ、地域ごとに、医療ニーズの質・量やマンパワー確保の状況などを勘案しながら、段階的に医療機能の分化・連携に向けた取組を進めていく必要がある中、その一里塚として、2023年度に各都道府県において第8次医療計画(2024年度～2029年度)の策定作業が進められることを念頭に置き、2022年度中を目途に地域医療構想の実現に向けた地域の議論が進められていることが重要となることにも留意が必要と考えられる。

「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和3年1月22日総務省自治財政局財政課）抜粋

2 公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

(3) 「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知)の改定等を含む取扱いについては、その時期も含めて再整理することとしていること。なお、公立病院改革に関する各地域の自主的な取組に支障が生じないよう、令和3年度においても、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う施設・設備の整備費等について、現行の地方財政措置を継続することとしていること。

再編・ネットワーク化に係る地方財政措置の延長について

【再編・ネットワーク化に係る地方財政措置のうち、 令和2年度を期限とするもの】（※1）

- ① 病院事業債（特別分）
〈元利償還金に係る交付税措置率を通常25%から40%に引上げ〉
- ② 継承不良債務に係る病院事業債（一般会計出資債）
- ③ 既存施設の除却経費に係る特別交付税措置



令和3年度においても
財政措置を継続（※2）

※1 「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成28年4月1日付け総務省自治財政局準公営企業室長通知）

※2 新公立病院改革ガイドラインにおいて期限の定めのない以下の経費に係る財政措置も引き続き継続。

- ・ 新公立病院改革プランの実施状況の点検・評価等に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 一定の要件を満たす他用途への転用の際の普通交付税措置の継続等
- ・ 許可病床削減時の普通交付税算定の特例

災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る地方財政措置について

- 災害拠点病院等の施設整備事業に係る病院事業債について、以下の改正（対象事業の明確化を含む。）を行う。

①対象医療施設

- ・ 災害拠点病院
- ・ 耐震化、土砂災害対策が必要な病院
- ・ 救急医療を担う病院



①対象医療施設

- ・ 災害拠点病院、**災害拠点精神科病院**
- ・ 耐震化、土砂災害対策が必要な病院
- ・ 救急医療を担う病院

②対象事業

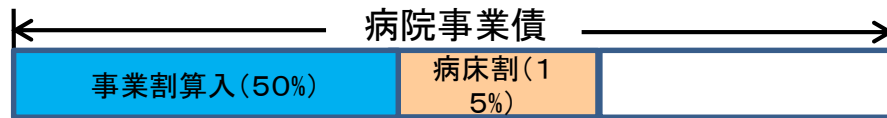
- ・ 自家発電装置等の設備の設置
- ・ 耐震化、土砂災害対策のための施設整備



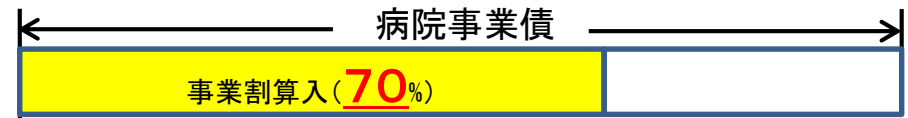
②対象事業

- ・ 自家発電装置等の設備の設置
（上層階への移設等を含む）
- ・ 耐震化、土砂災害対策のための施設整備

③交付税措置率



③交付税措置率



- ※ 事業割とは元利償還金（理論償還）に応じて普通交付税を措置するもの
- ※ 病床割とは病床数に応じて普通交付税を措置するもの

公立病院医療提供体制確保支援事業

<「経営改革支援」「診療支援」を一体として実施(事業イメージ)>

一体的支援事業主体 (※)

持続可能な質の高い地域医療提供体制の
確保に向けた**公立病院の支援に関する協定**

【支援内容例】

- ①病院機能・経営見直し助言
- ②指定管理者の受託
- ③医師等出向による診療支援
- ④遠隔診療支援
- ⑤医療人材研修 等

※②～⑤に要する経費は通常の病院運営経費として病院負担(一部既存の地方財政措置あり)

総務省

【基礎的支援】※総務省とJFMの共同事業

一体的支援事業主体からアドバイザーを継続派遣

・「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」として実施
(アドバイザー派遣経費はJFM負担)。具体的には以下のとおり。

医療政策に関する国の動き、診療報酬改定等の説明
支援事業主体による病床機能、経営形態の見直しの事例紹介
支援対象病院の求めに応じた病床機能・経営形態の見直しに係る
助言及び提案

【専門的支援】※総務省と一体的支援事業主体の共同事業

一体的支援事業主体の支援メニューを活用し
た診療・経営改革支援の実施計画作成

- ・一体的支援事業主体が支援対象市町村と協定を締結して実施
- ・支援期間・費用は市町村と一体的支援事業主体で協議。**一般会計繰出額の8割について特別交付税措置**(措置上限額4百万円)
- ・支援対象市町村は公募を行い、一体的支援事業主体・都道府県の意見を踏まえて総務省が決定(3~5団体/年)

中小規模市町村立病院
病床機能転換等を検討したい

へき地等に所在する三百床
未満程度の病院を想定

- ・市町村は病床機能転換等の検討状況に応じて**基礎的支援・専門的支援を選択して応募**
- ・支援対象病院が「**実施計画の執行**」も希望する場合は**一体的支援事業主体による指定管理等も相談可能**

※ 総務省と公益社団法人地域医療振興協会との間で令和3年1月5日に協定を締結。公益社団法人地域医療振興協会と概ね同等の一体的支援機能を有する医療機関・コンサルティング会社(これらの連合体を含む)からも協力の申し出があれば、随時連携協定の締結を検討。

マイナンバーカードの健康保険証利用(オンライン資格確認)について

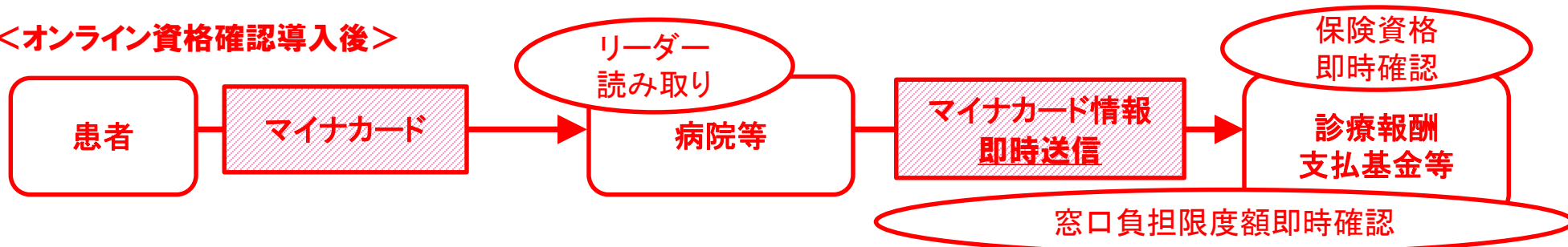
- ・オンライン資格確認の中央システムは令和3年3月に稼働。
- ・住民にマイナカードの利便性を実感頂くためにも、特に住民に身近な公立病院は、令和3年3月中の導入が極めて重要。
- ・各医療機関窓口でオンライン資格確認を行うには、カードリーダー設置・既存システムの改修等が必要。

【医療機関における保険証情報の取扱い】

<現行>



<オンライン資格確認導入後>



【ポータルサイトへの登録】

ポータルサイトへのアカウント登録でできること

- ・顔認証付きカードリーダー申込
- ・オンライン資格確認利用申請
- ・補助金申請
- ・最新情報をメールで通知



<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>

【厚労省の導入支援策】

- ① カードリーダーの医療機関への無償提供(最大3台)
- ② 既存システム改修等に要する経費への1/2補助
(上限・約100万円)

令和3年3月までにカードリーダーを申込んだ医療機関は
約200万円まで定額補助

※厚労省・診療報酬支払基金の専用HPへの登録が必要

- 会計年度任用職員制度の平年度化による期末手当の支給月数の増によって生じる経費について、一般行政経費（単独）等を増額

- ・ 一般行政経費（単独）： 651億円
- ・ 公営企業繰出金： 13億円

「会計年度任用職員制度」について

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状

特別職 (地方公務員法非適用)	首長、議員、委員等	
	特別職非常勤職員	22万人
一般職 (地方公務員法適用)	臨時的任用職員	26万人
	一般職非常勤職員	17万人

厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数(※)は増加。

(※) H17 45.6万人 → H20 49.8万人 → H24 59.9万人
→ H28 64.3万人

臨時・非常勤職員に係る任用・処遇上の課題

<任用上の課題>

- 通常の事務職員も「特別職」で任用してきた
※「特別職」は、本来、専門性が高い者等であり、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない(地方公務員法 非適用)
- 採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

<処遇上の課題>

- 労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない
※国の非常勤職員には支給可能。また、民間では「同一労働同一賃金」に向けた取組が進められている。

平成29年 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)(令和2年4月1日施行)

<適正な任用の確保> = 「会計年度任用職員制度」を創設

現行の臨時・非常勤職員を、(一部の特別職等を除き)新たに設置する一般職の「会計年度任用職員」に移行
⇒ 採用方法や任期等を明確化し、守秘義務等の服務に関する規定を適用

<適正な処遇の確保> = 「会計年度任用職員」に対する給付を規定

会計年度任用職員について、期末手当の支給を可能とする(国の非常勤職員や民間における取組との整合)

第三セクター等の経営改革の推進

【第三セクター等の経営健全化等に関する指針】

- 第三セクター等は、経営が著しく悪化した場合、自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、平成21年の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の全面施行以来、第三セクター等の抜本的改革を推進し、経営健全化に一定の成果。
- 引き続き、各自治体において、関係を有する第三セクター等について経営健全化に取り組むこととしている。
(平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知)

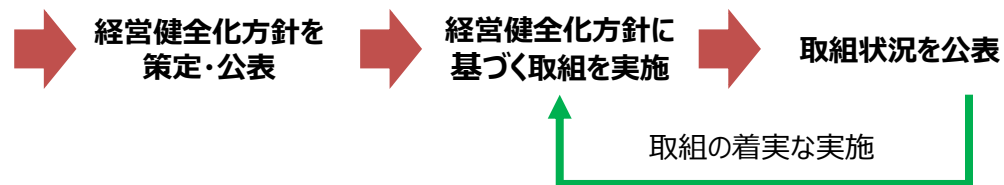
【第三セクター等の経営健全化方針】

- 特に、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する各自治体に対しては、平成30年度末までに経営健全化方針を策定・公表するよう要請（平成30年2月通知。策定率：95.7%（令和2年6月1日現在））
- さらに、令和元年7月の通知において、次のとおり要請。
 - ・ 経営健全化方針を未策定の自治体においては、早期の策定
 - ・ 経営健全化方針を策定した自治体については、経営健全化方針に基づく取組の着実な実施と、その取組状況の公表
 - ・ 法人の平成30年度以降の決算で新たに経営健全化方針の策定要件に該当した法人に関しては、同様に、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の実施や取組状況の公表を要請（取組状況及び主な取組内容を総務省HPで公表）

経営健全化方針の策定要件に該当

次のいずれかに該当する場合

- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、債務超過の法人
- ・ 一の自治体の出資割合が25%以上で、時価評価した際に債務超過になる法人
- ・ 損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、自治体の標準財政規模の10%以上である法人
- ・ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、自治体の実質赤字の早期健全化基準（道府県は3.75%、東京都は5.55%、市町村は11.25%～15%）に達している法人



※今後、経営健全化方針の策定状況や取組の公表状況を調査し、公表する予定。

第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に関する調査結果

(令和2年3月31日時点)

財政的リスクの状況調査結果

(上段:団体数・増減率 下段:構成比)

法人分類	I 債務超過法人口			II (1) 事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人			II (2) 土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社			III 当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合(*1)が、実質赤字比率の早期健全化基準(*2)相当以上の法人			合計 ※(I~III)の重複を除く		
	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減	R1	H30	増減
第三セクター	207 87.0%	214 85.6%	▲7(▲3.3%)	2 25.0%	2 28.6%	0(0.0%)	-	-	-	14 28.6%	13 24.5%	1(7.7%)	222 75.3%	228 73.3%	▲6(▲2.6%)
社団・財団法人	29 12.2%	30 12.0%	▲1(▲3.3%)	0 0.0%	0 0.0%	0(0.0%)	-	-	-	12 24.5%	11 20.8%	1(9.1%)	41 13.9%	41 13.2%	0(0.0%)
会社法法人	178 74.8%	184 73.6%	▲6(▲3.3%)	2 25.0%	2 28.6%	0(0.0%)	-	-	-	2 4.1%	2 3.8%	0(0.0%)	181 61.4%	187 60.1%	▲6(▲3.2%)
地方三公社	31 13.0%	36 14.4%	▲5(▲13.9%)	6 75.0%	5 71.4%	1(20.0%)	25 100.0%	33 100.0%	▲8(▲24.2%)	35 71.4%	40 75.5%	▲5(▲12.5%)	73 24.7%	83 26.7%	▲10(▲12.0%)
地方住宅供給公社	6 2.5%	6 2.4%	0(0.0%)	0 0.0%	0 0.0%	0(0.0%)	-	-	-	0 0.0%	0 0.0%	0(0.0%)	6 2.0%	6 1.9%	0(0.0%)
地方道路公社	2 0.8%	2 0.8%	0(0.0%)	0 0.0%	0 0.0%	0(0.0%)	-	-	-	7 14.3%	8 15.1%	▲1(▲12.5%)	9 3.1%	10 3.2%	▲1(▲10.0%)
土地開発公社	23 9.7%	28 11.2%	▲5(▲17.9%)	6 75.0%	5 71.4%	1(20.0%)	25 100.0%	33 100.0%	▲8(▲24.2%)	28 57.1%	32 60.4%	▲4(▲12.5%)	58 19.7%	67 21.5%	▲9(▲13.4%)
合計	238 100.0%	250 100.0%	▲12(▲4.8%)	8 100.0%	7 100.0%	1(14.3%)	25 100.0%	33 100.0%	▲8(▲24.2%)	49 100.0%	53 100.0%	▲4(7.5%)	295 100.0%	311 100.0%	▲16(▲5.1%)

(*1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金) / 標準財政規模

(*2) 実質赤字の早期健全化基準・・・道府県3.75%、東京都5.55%、市区町村11.25~15.00%

注1: 同じ法人に対して複数の地方公共団体が財政的支援や出資を行っている場合、重複して計上している。□

注2: 図中 I ~ III は、経営健全化方針の策定要件である。一つの法人が I ~ III の複数のに該当する場合、I ~ III それぞれに1件として計上している。